

(第一類 第二号)

第四十三回国会
衆議院

地方行政委員會議錄 第十四号

(一七二)

昭和三十三年三月十二日(火曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事額 彌三君 理事高田 富興君

理事丹羽 四郎君 理事太田 一夫君

理事阪上 安太郎君

字野 宗佑君 大沢 雄一君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

久保田 門次君 田川 誠一君

前田 義雄君 山崎 巖君

松井 誠君 門司 亮君

出席國務大臣 條田 弘作君

出席府政委員 出府府政委員 柏村 信雄君

警察庁長官 後藤 田正晴君

(警察庁長官官房長)

警視總監 宮永 誠美君

(警察庁交通局長)

自治事務官 奥野 誠亮君

(自治事務官局長)

自治事務官 柴田 護君

(自治事務官局長)

委員外の出席者

文部事務官 岩間 英太郎君

(初等中等教育局長)

自治事務官 山本 悟君

(自治事務官局長)

自治事務官 降矢 敬義君

(自治事務官局長)

自治事務官 佐々木 喜久治君

(自治事務官局長)

自治事務官 佐々木 喜久治君

(自治事務官局長)

自治事務官 佐々木 喜久治君

(自治事務官局長)

自治事務官 石川 一郎君
(自治事務官局長)
産税課長
専門員 曾根 隆君

三月十一日

道路交通法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一八号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二〇号)

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二〇号)

道路交通法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

小委員長からの報告聴取

○永田委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。太田一夫君。

○太田委員 交付税について引き続きお尋ねをいたしますが、基準財政需要額に対する財源不足額の数字と普通交付税金額とが、三十四年以來びつたり合っているという資料をいただきましたが、奥野局長さん、これはびつたり合っているのですか。

○奥野政府委員 八月算定のときには完全に充足できなかった年がかなりあるわけでございますけれども、その後補正予算で一応地方交付税が増額になりまして、完全にそれを埋めているというのが現状でございます。

○太田委員 それでは不足額に対する交付税のいわゆる不足というのはいくつものところでお尋ねしますが、二・八・九というパーセントによる交付税が、現実の地方におけるところの要望にこたえて得ている、こういう確証と云つちやなんですか、そういうような見解が財政当局におありでしょうか。これはどうですか。

○奥野政府委員 毎年度、基準財政需要額の増額を、どの程度やってきているかというところで御判断いただくのが總当ではなからうかと思うのであります。地方団体といたしましては、産業も発展して参つておられますし、国民生活も上がつて参つておられますので、公共施設を整備したりするための莫大なる財政需要を抱えていると思ひます。ただ、しかし国民負担をあわせて考へていかなければならない問題でございまして、基準財政需要額がどの程度伸びてきておるかということ、どの程度の地方団体の希望を満たしているという御判断をいただくのが總当ではないかと思うわけでございまして、昨年たしか基準財政需要が、二〇%前後伸びたと思ひます。今回もこの算定におきまして、一五%前後はやはり来年度伸びる。従つて、どの団体におきましても、その程度までは財政需要が伸びても、所要の財源が完全に補てんされるという仕組みになつておりますので、私たちといたしまして

では、この数年は地方財政は一応円滑な推移をたどることができると、こう思つておるわけでございまして。

○太田委員 しかし、たとえば税法の審議をしますと、地方税法において、市町村民税は本文方式とただし書き方式の二方式があり、しかも原則で八割強がただし書き方式という、三倍以上高い地方税の税率によらざるを得ない実情にある。これが地方財政の一つの見方があるが、そういう点からいへば、地方財政に公平の原則を認めてやる。――あなたのところは非常に産業がおくれておるから高い税金を取りなさい。あなたのところは人口が少ないから高い税金を取りなさいというふうな前提のもとに税制が仕組まれたり、条例が定められたりしておるというの、これは若干さへこひきださうと思ひます。不公平だと思ひます。公平の地方行政に凸凹があるということにならうと思ひますが、そういう点、デコボコを矯正するためには交付税という法律による以外にいい方法はなからうと思ひます。従つて、その交付税が二・八・九%ということになつておられますけれども、ただにどこかに減税があつたから減税穴埋めに交付税をやりました、今までの過去の例からいいますと、そういう場合にふやしてきたんですが、それ以外に、地方行政水準の標準化、高度化、こういう点から交付税というものを考へていく必要がある。現在の二・八・九%ならこうなるというもろの資料とか、ある

いは数字というものを御説明いたしたいのでありますけれども、こういうふうな地方財政水準はあるべきだ、構成はあるべきだ、地方の財政規模はあるべきだという観点からいいますと、二・八・九%というものは若干低いじゃないかという感じを持つ。この二・八・九%を上げなければ、何か地方の財政要望にはこたえられないという気がするので、そういうふうな感じは、どんなものでしょう、あなたの方にございましてしょうか。

○奥野政府委員 太田さんが今おっしゃいました問題は、確かにあるわけでありまして。昔は、自治体なんだから、それぞれの団体が施設を整えるのに税負担が重くなる、それはやむを得ないことじゃないかというふうな考え方であつたかと思ひます。しかしながら世の中がだんだん発展して参りました、それに伴ひまして今おっしゃいましたような均衡化の理念というものが、非常に強く国民から要望されるようになって参つたわけでございまして。しかしながら、そういう問題もやはり漸進的に問題を解決していかなくてはならないんじゃないだろうかというふうに考へているわけでございまして、究極の目標はそこに置いておられますことは言うまでもございせん。その場合に、私たちの考へておりますのは、財政に比較的恵まれてる団体の財源を削つて貧弱団体に回すということじゃない、財源がふえたときに、それを優先的に貧弱団体に振り向

けることによつて、均衡化を前進さしていきたい、こういう基本的態度をとつておるわけであります。そこで、地方団体にそういう問題があるのだから、二・八・九というものをふやすべきじゃないかという考え方があつたわけですが、それは、その場合に、やはり非常に国の財政にゆとりがあつて、地方財政だけが困つてゐるのだ、こう考えるかどうかということでございます。一応国の財政も地方の財政も、国民から付託された仕事をやつていく、それについては、これだけの財源がなければならぬというふうなことで運営をいたして参つておるわけでございますので、やはり率を上げるということになりますと、それだけ一応国民の負担がふえるんだという考え方で臨んでいかねばならぬじゃないかと思つて参ります。そういうことになつて参りますと、やはり国民の負担につきましても、さらに増税というふうな形につきましてもは納得が得られたいような問題でもございまして、やはり経済の発展に伴う自然増収、その増加財源を、優先的に貧弱団体に向けていくというふうなことで、逐次御指摘のような問題を解決していかねばならない、こういうふうな考え方で参つておるわけでございます。

〇太田委員 高い財政能力を持つところから取つて低いところに向かうというところは、これは本意なことではない、おっしゃる通りだと私も思います。高といわれる東京、神奈川、愛知、大阪、福岡等においても、なすべき仕事は山ほどあるけれども、それがなされないままに赤字団体とか富裕団体とい

われておるのでありますが、これはものの見方であつて、もつともつと財政が豊かでないければ、思うだけの仕事はできないという実情にあらうと思つて、従つて、そこから取るわけにはいかない。しかしながら、低いところにたくさん財源を与えようとする、住民負担によつて与えようとする、とられておるという方式は、これはいかなるものであらう。とにかく住民負担という形でなくして、これは住民税の場合もありましようし、固定資産税の場合もありましようし、その他の法定外の税金を取つておる場合もありましようけれどもそれ以外にも税外負担というものによつても相当多額の経費を住民が負担しておる。従つて未開発地域、後進地域において、非常な負担が他府県に比べて多いのでありますから、それを何とか解消していかねばならぬ。だから政府の方から見まして、交付税という立場から見て、地方財政を指導する精神、指導する方向は何だろつかというのを明らかにしていただいて、そうしてその中から将来の改正案というものを生み出していく必要があると思つて、指導する方向というのはいはれり財政力の均等化だと思つておる。そうすると二・八・九というものは考えなくちゃならないという結論になるわけですが、二・八・九に私はこだわらなければいけないから、三〇％にしなければいけないから、どうしても今すぐ三〇％にしろな

ておいてやることは、地方のために非常にプラスになると思つておる。ことに税はこうあつてしまふと、将来は交付税はこうあつてしまふと、財政健全化に對するところの財政調整の方針は、こうあつていいのだということについて、もうちょっとあなたの具体的な御方寸というものがあれば、個人の私見でもけっこうです。私見といふと少々語弊があるかもしれませんが、私も何かそういう点をお示しいただくことがこの際必要であらうかと考えます。いかがですか。

〇奥野政府委員 最近とつて参つておる地方財政についての考え方を申し上げます。一つは、地方財源が全体として豊富にありましても、均衡化の理想を達成することは困難でございます。地方財政の現状からいいますと、国民から減税の要望もございまして、地方財政に關する限りは財源を持ち出して積極的に減税するような余裕はないのだということを言ひ續けて参つております。今回の電気ガス税の減税にあたりましても、持ち出し減税はできないというところで、国からたばこ消費税の財源移譲を受けているようなことでございます。これが一つの基本でございます。

もう一つは、御指摘になりました住民税の問題につきましても、昭和二十五年に今の地方税制の基礎ができてから、いわゆるたばこ書き方式につきまして、一つはやはり準拠税率を設定いたして参りました。その後さらに扶養控除の制度を設ける等いたしまして、本文方式への近づけを制度的に行なつて参つておるわけでございます。

漸次制度的に一本化への方向をとつていきたい。従ひまして、また運営の面におきましても、特別交付税の配分にあたりまして、たばこ書き方式をとつておる団体が減税する場合に当該年度においては激変緩和の意味においてこれに補てんをするというふうな考え方もとつて参つておるわけでございます。

他方、基準財政需要額の算定におきましては、財源がふえましたと、貧弱団体に優先的に振り向けるというふうな計算方式をとつて参つておるわけでございます。具体的に申し上げますと、たとえ市町村でありましても、九種地以下の市町村、こういう団体にございましては給与差があるのじゃないか、あるいは学校建築におきましても単価差があるのじゃないかということ、割り落としをしておつたわけでございます。昔はやはり貧弱団体であれば貧弱団体である、財政の運営は貧弱であつた。均衡化をはかるにいたしましても、一挙に理想的な姿だけでそういう改革はできません。一応現状に立つて、逐次均衡化へ進めていかねばならぬので、現状の姿において均衡化を考えていくということになりますと、その当時行なわれておつた財政運営を基礎にして基準財政需要額の算定をある程度行なつていかねばならぬので、割り落としをしておつたわけでございます。それを三十七年度から五年計画で全部やめてしまつたという方式をとつておるわけでございます。三十八年度はその第三年目になるわけでございます。割り落としの率の三分の一を引き上げるといふ方式をとらうとしているわけでございます。

まして、その関係から四十数億円の財源を九種地以下の市町村にだけ振り向けるというところになつて参るわけでございます。そうやって、税制の面、基準財政需要額の算定の面で均衡化を進めて参るわけでございますけれども、従来と違ひましてある程度基準財政需要額も相当に算定できるように参つて参つておる。ある程度行政水準も一応維持できるというふうな線までだんだん上がつて参つたわけでございます。今、上がつて参つた今日においては、今の基準税率の算定は、市町村については七割方式をとつておるわけでございます。税のあるところとないところでは三割の違いがあるわけでございます。これは、税金だけで所要の経費をまかなつておる団体と、税はほとんどなく、地方交付税だけで所要の経費をまかなつておる団体と比較いたしますと、四割以上の開きが出てくるのでございます。十を七で割ればいいと思つてございまして、それはやはり基準財政需要額の算定がある程度になつてくれば、その面はもう少し均衡化をはかつていいじゃないか、だから基準税率は将来七割を七割五分に引き上げていきたい、さらに将来は八割に引き上げていきたい、基準財政需要額の算定がある程度高い水準においてできるようになつてくれば、こういう方式をとつていくことが可能になつてくると思つてございまして、三十九年度からはそういう改正ができるように準備をいたしてきたいというところで、内部では検討いたしておるわけでございます。こういう方向で御指摘のような均衡化の問題を解決していただきたい、こう存じておるわけ

あります。

○太田委員 基準財政需要額の算定の仕方を改めて、さらに基準を高めるといふ目的を実現させるために努力する。こういう方針だということは一つの方法としてけっこうであります。従って、それを高めます場合には、交付税額の全体と調整をとりつつやらなければいけないのですが、交付税の税額そのものの伸びが非常に少ないといわれておるときにおいて、来年度以降基準財政需要額を適切に高め、地方の要望にこたえつつ、その財源をも必ず確保していくというためには、一つの見通しが必要だと思ふのです。奥野局長は、先回何かのときに、今後不景気になる、いわゆる財政の伸びが非常に鈍化するであろうということをおっしゃったのでありますが、そうすると、志は非常に速大であるけれども、事はその通りに伴わない、そういうことになりそうなのがするのですが、何か具体的に来年度に一つの可能性というのが生ずるのでしょうか。この見通しはいかがですか。

○奥野政府委員 おっしゃいましたように、三十七年度に比しまして、三十八年度の地方税の伸びは鈍化したして参つてきております。幸いにして地方交付税の方は、三十六年度の自然増収繰り入れ未済額、これを三十八年度で受けるものでございますので、地方交付税の伸びは非常に大きいわけでございます。三十八年度は、国税にいたしましても地方税にいたしましても伸びは鈍化するわけでございますけれども、地方交付税に關しましては、今申し上げましたような事情がございますので、かなり大きな伸びをやはり示すわけでございます。従いまして、三十八年度の地方財政は、一応必要な経費をまかなうだけの財源は確保できるのじゃないか、こう思つておるわけでございます。三十九年度以降のことになつて参りますと、これはやはり経済政策と大きく関連して参りますので、私たちは別に今非常に心配だという気持は持っていないわけでありまして。幸いにしてこの数年の非常な好況時代におきましては、かなり大幅に減税も行なわれたわけでございます。持ち出し減税はできないといひながらも、地方税におきましてもある程度の減税は行なつて参つてきておるわけでございます。そういうことをあわせ考えながら、地方財政が円滑に推移できますように善処して参りたい、かように考へておる次第であります。

○太田委員 ぜひ地方財政の強化については、財政当局としては極力めんどろを見てやっていただく必要があると思うのです。かゆいところに手の届くような交付税法でなければ——ほんとうと何だか中央に出したやつを、金を少しもらうのに、めんどろな手続計算でもらうのだ、しかもそれははした金だというようにただけでは困るのであります。できる限り地方財政の強化、地方行政水準の引き上げというものに見合うように交付税そのものの体系を考え、あわせてその財源を確保するためには、いろいろな面から御努力いただきたい。たとえばそれが、パーセント引き上げが必要ならば、パーセント引き上げが必要だということに当局自身が強い信念を持っていたかなければ、なかなか大蔵省そのものは、そう簡単にそれじや三〇%に上

げましようと言わないと思うのです。従つて、財政局長さん初めとして、自治省におきまして、今地方財政の貧困な現状を大いに認識していただいて、引き上げのための努力を必要だとするムードをつくり上げていただきたいと思ひます。

そこで、具体的なものについてちょっとお尋ねするのですが、たとえば市町村の境界というものは、海岸などにおきましてはさだかでないものがあるような気がするのです。潮が引きまると、非常に広々とした干潟ができる。これは町村の面積の中に入るのですか入らないのですか。

○奥野政府委員 潮があつたり、池があつたりすることもございますが、そういう湖沼も全部市町村の面積に入つておるわけでございます。波打ちぎわの問題につきましては、どういふ計算をするのか、私もよく承知しないのでございますけれども、今申し上げましたような原則で市町村の面積が算定されるのであります。

○太田委員 交付税課長さん、あなたにもう少し詳しく答えていただきたいのですが、私の言うのは——潮と云うのは内陸にあるのでしよう、海のまん中に湖と云うことは聞いたことがないから。私の言うのは波打ちぎわです。海水が引いた、潮が引いたら非常に広い陸地が現れてくるわけですね。満潮になると非常に土地が狭められる。その場合、町村の行政権の及ぶ範囲は一体どの辺か。国際法上のことを尋ねるわけでございます。交付税に關連をしてお尋ねをいたします。

○山本説明員 ただいまの御質問でございますが、交付税の計算に使つておりますのは、建設省の国土地理院におきまして公表いたしております数字を、そのまま借用いたしまして使用いたしているわけでございます。従いまして、各市町村ごとの面積が幾らになるかという点で、ただいまの御質問のような点につきましては、国土地理院の方でどういふ調査をやつておるかというところになつて参るわけでございますが、私も寡聞にいたしましてそのところまでちょっと現在の段階で承知をいたしておりません。調べましてお答えを申し上げます。

○太田委員 その他の行政費について、面積一キロ平方メートルにつき三十三万七千円と今度市町村の場合は単位費用の引き上げがあります。こういうふうな引き上げたことに異議はございせんが、これはわずか一%の引き上げであります。ところが、そういう一般に面積というものが確定している場合は大した問題はないのですが、長い海岸線を持つてゐる町村といたしますと、そう簡単に、面積は旧参謀本部に聞いて下さいというふうな考え方は困ることが出てくると思ふのです。九州などに出できておりますね。何かそういうところでは実情に應ずるプラスアルファを考へるという必要はありませんか。

○奥野政府委員 面積が広い団体においては、やはり総体的には財政需要が多いだらうと思ひます。そういうこともございまして、御指摘のように面積を測定単位として、投資的経費を包括的に算入するという方式をとつておるわけでございます。今回の改正にあたりましては、町村部につきましては、その他の土木費という項目の中にある程度包括的に投資的経費を算入するという方式をとりまして、面積分はあまり出さなかつたわけでありまして、三十七年度は、面積分かなり投資的経費を効果的に算入するという方式をとつたわけでありまして。今後とも何方よく検討しながら、必要な、適正な財源配分になるように改正を工夫していきたいと思ひます。

○太田委員 交付税課長、具体的な例です。熊本県長洲町というところが、その海岸線いわゆる面積という問題で非常に困つてゐるのです。あれは何海ですか、潮が引くと遠くまで陸地になつてしまふ、潮が来たらこちらの方まで来る。そこで引いてしまつたあとというものは、これは単に海だといつてほつておくわけにいかない。非常に金がかかるそうです。これは実際に実情を長洲町についてお調べいただいて、面積などについて特段の措置をする必要があるならば、特段のめんどろを見ていただきたい。これは特殊な例ですから、普通の場合に、面積にその大きな苦情があるわけじゃないでしよう。太田秀吉の検地にさかのぼつて、誤差がどれくらいあるというふうなことを問題にしているわけではございませんから、一つ長洲町について具体的に御配慮をいただきたい。

それからその次に、こまかい話で恐縮ですが幼稚園の話です。幼稚園の単位費用ですが、今幼稚園というものは標準団体で十万人の人口にたしか四つの幼稚園ということになつていたと思うのですが、現在どうなつていますか。

○奥野政府委員 幼稚園の所要経費につきましては、特別に測定単位を引き出してはいないわけでございます。人口分で一括して算入するという方式をとっておるわけでございます。幼稚園につきましては、現状におきましては、私立が非常に多いわけでございまして、全体的に公立化してしまおうという考え方をとるわけにも参りませんし、また同時に保育所との関係もあつたりいたしまして、両方とも人口を測定単位として包括的に算入するというやり方をいたしておるわけでござい

す。

○太田委員 包括的だということになれば、つかみ金ということになるような気がするのですが、一つの、今まで言われたことは、十万人の人口規模において四つの幼稚園であり、四クラスに對して百六十人の園児というように大体見ていらつしやる。ところが十万人の人口の都市におきまして四つの幼稚園というのは、少々実情にかけ離れておるのであります。十か十五くらい見ていただく必要があるのではないかと、この長年の声であつたし、同時に四クラス四名の教員ということだけでは、これは大へん実情に合わないものでありますし、特に園長というものが全部初めから兼任という建前をとつておる。ところが園長は兼任ではなくて専任であるべきではないだろうか。あるいは教諭も、四クラスに對して四名といふことはいかかなものか。少なくとももう一名ふやして五名くらいは見ればよいではないだろうか。それから事務員だとか、養護婦なども、一応一名くらいずつは見えておくべきではないだろうかという幼稚園に對する父兄の

要望というものが、最近非常に強くなつてきておる。自治省にこの要望は届いてゐるのでしょうか、どうでしょう。

○山本説明員 幼稚園につきまして、いろいろな方面から、現在の所要経費を大幅に増額するという御要望があることは存じてゐるわけでありますが、先ほど局長がお答え申し上げましたように、幼稚園につきましては、全部が公立という建前をとつていないことは御承知の通りであります。また保育所その他の関連もございまして、ただいま局長がお答え申し上げましたように、包括的に人口で測定をしていくということにいたしましたおるわけでござい

ます。ただいま御指摘がございましたように、包括的ではございますが、一応の基礎といたしましては、十万人の団地で四園、一園につき百六十人の保育児ということで計算をしてゐるわけでございまして、園長の問題につきましては、四園のうち、公立の幼稚園の実態を調べてみますと、小学校等に併置をされておるものが非常に多いわけでございまして、それらのことも勘案をいたしまして、二園につきましては専任の園長がいる、二園につきましては兼務である、かような計算をいたしてゐるわけでございまして。なお、十万人の団地にたいだいま申し上げましたような計算基礎で算入をいたしましたも、全国体について考えますと、決算規模に比べまして、やはり基準財政需要額が全体としては相当にオーバーをするという状況になつてゐるわけでございまして、基準財政需要額が全団体について同一のレベルで算定をする以上は、ただいまの程度の算定で相当によく見

てゐるのではないかと、いろいろにも存じておるわけであります。

○太田委員 少々世論が違つておらないような感じがいたしますが、幼稚園の先生、教諭の給料というのはどのくらいに見えていらつしやるのですか。今現実にとにかくのものが私わかれてゐるとお考えでございませうか。

○山本説明員 単位費用の積算に使つております給与費といたしましては、本條におきまして、園長のある場合が、月額三万一千二百円が一人、一万七千四百円が二人、一万六千四百円が一人、かような積算基礎を使用いたしております。

○太田委員 一万七千円とか一万六千円というのは教諭の給料ということになるわけですね。一万七千円、一万六千円というのですが、教諭というものは、教諭として見ずに、何かほかの標準で見ていらつしやるようですね。たとえば地方公務員並みという見方ですか。

○山本説明員 ただいま申し上げました数字は本條のみでございまして、その他の付加給はもちろん入つていない数字でございまして、これは現在の教職員の俸給表に當てはめまして、ただいま申し上げました三万一千二百円というのが一等級の二号、次の一万七千四百円というのが三等級の九号、次の一万六千四百円が三等級の八号、こういうような数字でござい

ます。

○太田委員 これは當てはまるではありますけれども、一万五千円、六千円、七千円というような給料では、安過ぎることは事実です。しかも三十才

くらいの年齢の方が一万五千円程度の給料しかもらつておらないなんというのは、どう考えても幼稚園教師です。しかも私が一番大切に思ひますのは、一人人間というものの教育は幾つから始めたか一番いいかという点ですね。これは自治省の方ではない。自治省はお金を出したり税金をとつたりというので、あまりいいことをおやりになつていらつしやらないので、人間教育のことはどうもお答えいただくのはいかかと思ひますが、文部省の財務課長さんいらつしやいますか、文部省から見まして、子供の教育というのは何

才から始めるのが一番よろしいか。岩間さんおいでになるようですが、岩間さん、お答えできたらちよつとその点をお答えいただきたいのです。

○岩間説明員 ただいま義務教育は満六才からなつておりますけれども、それ以前に早期教育をやるということにつきましては、早い教育を行なう方がいいという説もございまして、ただいまのところ、まだ私どもの方で固まつた定説というわけには参らないのでございまして、なるべく早く教育をした方がよろしいんじゃないかという考え方が割合強いと考えております。

○太田委員 奥野さん、今文部省の岩間さんのおつしやつたことは、なるべく早くということですが、私の方で調べたところによりますと、四才十カ月が一番いいという。四才十カ月という、幼稚園といふことですね。従つて、幼稚園といふのが大きな比重を占めてくるのだらうと思ひます。保育所、保育園というのは保育が中心になつて、教育の方ではない、託児所から発展しておりますから。従つて、幼稚園というのは、その点から見ます

と、日本人のりつぱな精神をつくるということならば、幼稚園教育に重点を置かなければならない。ところが、先生が三十才で一万五千円、どうやって食つていきますか。やりようがないですよ。従つて、教諭の給料の引き上げという点やら、あるいは地方団体に對する財政援助の、基準財政需要額に盛る単位費用のかさ上げとか増額という点をまず考えていただくながら、幼稚園教育を逐次充実するという点に踏み切つていただきたいと思ひのですが、局長さん、どうですか。

○奥野政府委員 幼稚園の経費につきましては、交付税局長が御説明申し上げたような算定の基礎に立つておるわけでございます。御指摘のような要望もいろいろございまして、公立幼稚園の給与の実態なども調査をいたしまして、交付税の算入額が十分であるかどうかということも、常に検討はして参つておるわけでございまして。ただ現状に合わせるだけでいいのか、むしろ幼稚園の教育に従事している人たちの待遇を改善するという気持ちで算入額を考えていくのがいいのか、ここに若干問題があるのじゃないかということをお説を拝聴しながら考えておつたわけでございまして。三十八年度中にさらに実態の調査をしながら待遇を引き上げるといふ気持ちで、算入額をどう改めるかということも宿題にさしていただきたいと思います。

○太田委員 もう少し幼稚園の研究をして下さいね。幼稚園の生徒は小さいからといって、小さく見ないで、大事な大きな将来の日本の苗木ですから、十分これをつちか方向を考えていただきたいと思ひます。そのために

は、定数の件につきましても、四十人
一クラス、四教室で百六十人なんとい
うことは四十人を見るときは、三十七年度
ちょっと一人の教諭では無理です。少
なくともこれは三十人くらい程度の
で下げなければならぬだろうと思いま
すし、給料が一万五、六千円というの
は安過ぎる。こう点なども十分御勘案
をしていただきまして、一つ御研究を
いただきたい。

それで、次の問題に入りますけれど
も、文部省の岩間さん、きょうは局長
さんがいらっしやらないのですが、先
回、二月二十日の予算第二分科会にお
きまして、あなたの方の初等中等局長の
福田さんが、教職員の学級の問題です
ね、学級編制に関する標準法の問題で
ついてお答えになった件であります
が、教員の数とかあるいは基準財政需
要額という点についてお答えがあった
のです。私の方の山口君の質問に対す
る答弁ですが、教員は実学級を基礎に
して定数を計算しておる、基準財政
需要額についても、実学級によつて出
る数字を自治省と相談の基礎にしてお
ります。こういうお答えがあったので
でございますが、この考え方は変わらな
いのですか。間違ひがあるでしやう
か。

○岩間説明員 三十七年度まではその
通りでございます。三十八年度につき
ましては、ただいま国会に、自治省の
方から地方交付税法の一部改正法を提
出したしまして、御審議を願つておる
ところでございます。

○太田委員 そうすると、二月二十日
の分科会における局長の御答弁という
ものは違つておつた……。

○岩間説明員 その後地方行政委員会
におきまして、局長からお話ししたし
ました点につきまして、三十七年度
分のことについて申し上げたので、三
十八年度の点につきましてはあるい
誤解のあるような発言をしたかもしれ
ませんけれども、その点につきましては
は間違ひだったというのを訂正した
したはつてでございます。

○太田委員 三十七年度においては、
教職員数は実学級を基礎にして計算し
たのに、三十八年度には実学級を基礎
にして計算しないという方針の大変更
をしたという理由は何ですか。

○岩間説明員 三十八年度でも理論
学級をとつておつたわけでございます
が、そのとり方といたしまして、便宜
上五月一日の実学級数をとりまして、
それによつて密度補正をいたしまして
て、理論学級数を出しておつたわけ
でございます。しかしながら各方面の御
要望もございまして、三十八年度には
標準法の完全実施が行なわれるわけ
でございますので、この完全実施をし
たおきまして、法律通りに理論学級
数をとるといふふうなことに方針を
変えたわけでございます。

○太田委員 奥野局長、あなた、今の
件について、この交付税法の改正の提
案理由の説明の中に表現されておる言
葉と、今文部省がおしやつたことと
は同じですか。

○奥野政府委員 変わりございませ
ん。

○太田委員 では、念のために聞か
すけれども、今までも交付税の中に
は、その法律の規定に基づいてと書い
てあったはずだ。この学級編制及び教
職員定数の標準の規定の数字として

とつていうような言葉を入れる
ことによつて、実学級からいわゆる理
論学級に移つていくんというこ
は、少々言葉の上でインチキじゃあ
りませんか。同じことじゃありません
か。標準法に対して、今までは文部省の制
定した標準法というの、変わつてお
るわけじゃない。しかも政令一条も
変わつておらないというなら、何が
変わったのですか、変わるはずはあ
りません。

○奥野政府委員 ちょっと詳しく御説
明させていただきますと思います。

御承知のように標準法ができたわけ
でございますけれども、しかし一挙に
で、一学級当たりの生徒定数を、標準
法では五十人にとつておるわけであ
りますけれども、毎年五十六人であ
るとか五十五人であるとか、逐次減
らして参りまして、標準法に近づけ
るにいたして参つたのでございませ
ん。定めておるというふうな暫定定
数は、団体によりましては、標準法
があるわけでございますから、それに
近づきたい、積極的に努力する団体
もあつたわけでございます。積極的に
努力する団体があるにいかかわらず、
暫定定数で理論的にはいいていくん
だというこ
とでは、交付税の計算が、せつかく進
歩的な教育をやるうとしていける段
階の動きをとめることになつてしま
いますので、暫定定数を基礎とする
ようなもの、標準法に近づける団体
がある場合、それは、それもけつこ
うだ、しかしマ
キシマムは標準法で計算をした学級
数をとつていくんだという態度を
すつと
とつてきたわけでございます。従いま

して一応学級数は、それぞれの府県が
構成している学級数を使つておつた
のでございます。従いまして、暫定定
数よりも悪い団体もございましたし
うし、いい団体もあつただろうと思
うのでございませう。実績を使つて
おるわけでございますから、幸ひに
三十八年度から標準法を完全に実
施することになるわけでございます。
従いまして、標準法よりも悪い構
成をとる団体であらうと、よい構
成をとる団体であらうと、みんな
標準法に基づいて学級編制も考
えていきたいし、その学級編制に
基づく教職員定数も考えていき
たい。それに要する経費は基準財
政需要額に算入する方式をとるこ
とが最も公平である、こういう考
え方に立つておるわけでございます
。基本的には、標準法に基づいて
算定するという態度は従来も変わ
りはないわけでございます。す
けれども、標準法に基づくとはい
ましても、一応暫定定数しかきま
つていないわけでございますので、
暫定定数でしか見ないのだとい
うことに押してしまつたわけです
。今申し上げま
すように弊害がございまして、一
学級編制は実績を使つていく。従
いまして、暫定定数よりも悪い
ところもあればいいところもある
。しかし、いい団体であつても、
標準法というものが計算しませ
んぞというふうな計算方法をと
つておるわけでございます。三十八
年度からは完全に標準法が実施
されるわけでございますので、
標準法通りに学級編制も行な
われ、その学級編制に基づく教
職員定数も算定をして、それに
基づいて基準財政需要額に算入
をいたしますことが、どの団体
につきましても最も

公平に算定することにならうかと思
うのであります。ただ団体により
まして、標準法よりも悪かったり、
あるいはそれよりもよかつたり
するような構成をとつたりする
ようなところもあつたと思いま
す。従いまして、実績を比べ
ますと、多く算定されたり少
なく算定されたりというふうな
ことにならうかと思はれます。
ただ公平に算定しますためには、今
申し上げましたような方法を
とるべきだろふと思つたので
あります。従来と考へ方の基本
は何も変わりはないわけござ
います。ただ標準法によりまして
暫定定数という定めがあつた
ので、その間の折衷を今申し
上げたような方法を講じて参
つてきたことでございます。

○太田委員 いわゆるえこひきの
なによりに算定するために、す
べて標準法に基づいて算定する
という態度は従来も変わりな
いわけでございます。す
けれども、標準法に基づくとはい
ましても、一応暫定定数しかき
まつていないわけでございます
。暫定定数でしか見ないのだ
といふことに押してしまつた
わけです。今申し上げま
すように弊害がございまして、
一学級編制は実績を使つてい
く。従いまして、暫定定数
よりも悪いところもあればいい
ところもある。しかし、いい
団体であつても、標準法とい
うものが計算しませんぞとい
うふうな計算方法をとつてお
るわけでございます。三十八
年度からは完全に標準法が
実施されるわけでございます
。標準法通りに学級編制も
行なわれ、その学級編制に
基づく教職員定数も算定を
して、それに基いて基準財
政需要額に算入をいたしま
すことが、どの団体につき
ましても最も

公平に算定することにならうかと思
うのであります。ただ団体により
まして、標準法よりも悪かったり、
あるいはそれよりもよかつたり
するような構成をとつたりする
ようなところもあつたと思いま
す。従いまして、実績を比べ
ますと、多く算定されたり少
なく算定されたりというふうな
ことにならうかと思はれます。
ただ公平に算定しますためには、今
申し上げましたような方法を
とるべきだろふと思つたので
あります。従来と考へ方の基本
は何も変わりはないわけござ
います。ただ標準法によりまして
暫定定数という定めがあつた
ので、その間の折衷を今申し
上げたような方法を講じて参
つてきたことでございます。

うところ、標準法の精神そのままに五十名という制度に、こういう改善に一步踏み出した十七府県というのは、実はあなた方から言いますと、少々交付税その他費用の計算においては削られてくる。かりに百人削られれば、一人三十万円として三千万円違うでしょう。これは大へんな影響があると思うのですが、影響はないのですか。

○奥野政府委員 従来もやはり標準法で計算をするところをマキシマムにするという考え方をとっておったわけでございまして、従来よりも悪い算定をするという考え方はないわけでございます。ただ、従来標準法に基づく計算をマキシマムにするということにはしておったわけでございまして、けれども、かなり荒い補正方法をとっておったわけでございまして、ことさら複雑な計算を求めているいなかったわけでございます。暫定定数の間でございますから、一応野放しにして早く標準法までいけばよろしいだろう、こういうような考え方でございまして、この標準法による計算をマキシマムにすると言いながら、密度補正のやり方は、かなり荒いやり方をしておったわけでございます。今回は標準法が完全実施になったわけでございまして、かなり複雑かもしれないけれども、どの府県もこの標準法通りにはじいてもらいたい、こういうような考え方をとっておるわけでございまして。私たちといたしましては、標準法通りに今まではやっておった、こういうことは考えないわけでございます。今後小学校の児童数が減って参りますので、先生数を維持していくためには、むしろ学級編制をもっとこまかくしていか

なければならぬというような問題が、若干の府県において起こつてきているというところは承知しているわけでございます。一般的には、どの団体にきまして、あるべき財政需要額を基準財政需要額に算定するんだという態度はとつていくべきだと思つてございまして、交付税の計算として、あくまでも標準法に基づく理論的な計算をとつていきたい、こう考えておるわけでございまして。しかし団体によりましては、いろいろな事情があらうかと思つて。あつたかと思つて、その事情を特にその団体について考へても不公平にならない問題でありまして、それは特別交付税の問題として拾つていけばよろしいのじやないか、こういうような考え方をとつております。

○阪上委員 閣下で自治省に参りますが、標準法のままで計算されて参りますが、結局ある県によつては二百名くらい超過するといふような場所が随所に出てくるだらうと思つて。その場合の財政は非常に激変することは事実であります。そこでこれがもらえないといふことになれば、どうしても先生の教を現実に減らしていかなければならぬといふ問題が出てきたといふことになったときには、今おっしゃつたように特別交付税等で措置される、そういうことは確かなんですか。

○奥野政府委員 教職員の定数につきましては、小中学校の場合は配置転換もございまして、ことに高等学校の教職員はかなり増加しなければならぬと思つて。これとの配置転換もあつたかと思つて。従いまして、そういう問題をぜひ解決していただきたい、

こう考へておるわけでございまして。たゞ府県によりましては、校舎の構成が兵舎を譲り受けたといふようなところが非常に多くて、どうしても一学級の編制が五十人以下でないといけないのだといふような団体もあるようでございます。そういうような物理的に不可能なような団体につきましては、当然特別交付税でめんどうを見るべきではなからうか、こう思つてございまして。ただ人数が超過するから自然学級編制を少なくしていくのだ、それを全部特別交付税で見ているのだといふことを言ひ切りますのは、少し公平を欠くようなことになってくるのではないかと、こう心配するわけでございまして。

○阪上委員 そういう局長のお考えはわかりませんが、そうすればやはり何か暫定措置をしなければならぬような現実にあるといふことだけはいえるのではないですか。

○奥野政府委員 文部省の方では、今の標準法の一学級当たりの定数をさらに下げていきたい、そうすることにしよう。教育を充実していきたい、かたがた教員の今のよう問題の解決もはかつていきたいといふようなことを、熱心に考へておられるようでございます。自治省といたしましては、そういう問題については、将来問題として十分扱つていきたいといふ考えを持つておるわけでございまして。

○阪上委員 文部省ですが、あなた方はどういふ行政指導をなさるのでございましょうか。三十八年度からはこういう方式で切りかえていくといふことで、事前に突如としてこれが出てきたのではないと思つておりますが、どんな行政指導をしていらつしやいますか。

○岩間説明員 三十八年度は、標準法を完全実施するといふことで行政指導をして参つたのであります。従いまして、完全に実施するといふ範囲内で、各県の方ではできるだけその方法に努力をするし、またこれ以後の問題もございまして、そういうことも考へながら、来年の定数は標準法の完全実施といふ線を越えないようにするといふことも、同時に指導いたします。

越えないようにといふことは、この法律では一応五カ年計画ですし詰め学級の解消をするといふ方向で進んでおりますけれども、一学級の学級編制を六十人から五十人まで下げてきたわけでございまして、その最終の一学級編制は五十人といふことでございますけれども、同時に、この法律におきましては、特別な場合、たとえば先ほど御指摘のございましたように、一年生が二学級しかない、あるいは一年生が二学

級しかないといふ場合には、学級編制の最高限度を多少高めまして、五十五人あるいは五十三人までにいたします。この方針は、この法律を制定いたしました、三十八年度に完成するといふことを目標にいたしました場合の一応の最終目標の本則になつております。これを来年度変えるわけにはいかない。やはりこの基準は守つてもらいたい。しかし、今後におきましては、ただいま財政局長からお話したたきましたように、生徒数の減少とらみ合わせてこういう問題については再検討するといふことを、行政指導して参つたようなわけでございまして。

○阪上委員 あなたの方でも、三十八年度に、これがこの通りでびつたり実現できると思つていないでしよう。だからそれならば、たとい経過措置としてでも、何らかの経過的な財政措置といふものを自治省に対して要望すべきじやなかつたでしょうか。いきなりこれはできるのですか。

○岩間説明員 標準法の完全実施といふことは、これはプラスもマイナスも含めまして、そういう面におきまして、私どもの方では昨年来指導して参つたのでございまして、そういう方針で大部分の県は支障がないだらうといふことでございます。しかしながら、教員におきましては、定員を上回るような場合も生じてきております。そういう点につきましては、今後の生徒数の減少とそれから私どもの考へております標準法の改正、そういうものとらみ合わせて、漸次増加がしておる部分を法律あるいは今後の計画と合わせるように指導して参りまして、しかし無理な定数の減はやらない

というふうなことを各県と御相談をいたしまして、漸進的にこれを本来の計画に合せていくという方向で話をし

て参ったわけでございますが、大体そういうふうな方向にいくというふうな見きわめがございましたので、私も来年度につきましては、別に支障がないということはたびたび申し上げてお

わけでございますけれども、その場合に財源措置といたしまして、私どもの方では、負担金としては、これは実績として半分見るわけでございますけれども、しかし越えておる部分については、これには必ずしも交付税の方では

めんどろを見ることはできない。そこで県の方でそれだけのものを自分でまかなう自信があるかどうか、そういう点もあわせて相談いたしまして、大体過員をかかえても、来年度につきましては大して支障がないということ

を県の方からお答えいただきまして、そういう方向で進んで参っておるわけでございます。

○阪上委員 あなたは漸進的に漸進的にと言われるが、漸進的にやらなければならぬことでしょうか。そうしたら、その間におけるところの財政措置というものは、やはり暫定的なあるいは経過的な措置というものが必要じゃないですか。大して支障がないという

こととでございますけれども、僕の聞いた県なんか、二、三の県を聞いたって支障だらけですよ。それをあなたは支障がないというのは、どこから言っておられるのですか。どういふ話し合いな

んですか、具体的にその話し合いをしたところの県の名前その他を言つて下さい。

○岩間説明員 私どもの方でお話し合

いたしましたのは、長野、福岡、京都、滋賀、兵庫、そういうところでございます。

○阪上委員 そういうところから非常に困るといつてきておる。大休文部省はほんやりしておったということになる。こんな重大な問題を、ほんとうに真剣に取り上げて考えていなかったということになる。非常に支障を来たす

言つてきておる。第一あなたの方から聞いてみても、暫定的な、かなりな時間経過を置いて、そして逐次そういう標準に持っていくのだ、こういうことになれば、当然その間における経過

的な財政措置というものは要求されてしかるべきじゃありませんか。それをあなたの方でほんやりしておるから、こういうことになってきた、私はそういうふうに思うのですが、どうでしょう

か。

○岩間説明員 県によりましては、従来のいんな事情によりまして過員をかかえておるといふのが大部分でございます。必ずしも財源措置をしな

ばやらないというところもありません。いふふうなお話を承っておりまして、私どもの方では、そういう県につきましては、それでは私どもの方も負担金の方は半分見る、また県の方でも一つで

けるだけ問題が起こらないように処理してほしいということ、話し合いを続けて参つておるような次第でございます。

○阪上委員 そこで聞きたいのです

が、それじゃできるだけ問題が起こらないように措置するといふ財源措置の方法は、どういふことなんでしょうか。文部省で何か金を持つてやるのですか。

○岩間説明員 もちろん負担金以外の経費につきましては、これは県の方で

お考えいただきまして、支障があるかどうかを検討していただくわけでござ

います。そういう点につきまして支障があるかを検討してくれたいことを、教育委員会を通じてお願いしたよ

うな次第でございます。

○阪上委員 そうすると、検討してい

るといふことになりまして、先ほどあなたも言われたが、場合によっては標準を要えていくということが考えられ

る、こういうことなんでしょうか。

○岩間説明員 法律の標準を三十八年

度において変えるということではなくて、先ほど財政局長からもお話をござ

いましたように、高等学校の定数の増加の問題、あるいは新採用の数の問

題、そういうものを勘案いたしまして、県の方で独自の計画を立てられ

て、それによつて財政上支障があるかを御検討願いたいということをお願い

したわけでございます。その結果、県の方では何とかやっていると

いうお話がございましたので、私どもの方では、その線ですべてを

というのを申ししてきたわけでござい

ます。

○阪上委員 子供を生みつばなしに

しておいて、そして育てたのは地方団体なり、めんどろを見るのは自治省で見

る。こういうことなんでしょうか。

○岩間説明員 先ほど申し上げましたように、たとえば長野県でございます

と、今過員の生ずる一つの原因になつておりますのは、早くから一学級の学

級編制を五十人にしたということござ

います。そのこと自体決して悪いと

は申しておりませんけれども、その間

に教員の増加というものを、途中で二

百名程度やつたような場合もございま

す。三十八年度の状況がどうなるかと

いうことは、県の教育委員会の方でも

大体予想がついておるわけでございま

して、そういう点について、県の方で

は、最終的な見直しをつけて、ある程

度やつてほしいということ、私ども

かねてから申し上げておる通りでござ

います。そういう点で、地方の県の方

の計画も、若干甘かったところがある

のじゃないかというふうに考えておる

ような次第でございます。

○太田委員 岩間さん、今の点にもう

少し続けてお尋ねをしますが、例のあ

なたのおっしゃる長い名前の法律がご

ざいますね。正確に一ベン読んでみま

しょうか。公立義務教育諸学校の学級

編制及び教職員定数の標準に関する法

律、これですね、これを実は、自治省

では、その法律の規定により算定した

小学校の教職員にかかわる当該道府県

の定数、その定数に対して、幾ら、

何人に対して一人二十何万というふう

に単位費用がござまつておるのですが、

ことしその一規定により算定した」と

いうところを、同じく同法律に「規定

する学級編制の標準及び教職員定数の

標準により算定した」その定数によつ

て、交付税を計算する。同じことが丁

寧に書いてあるだけなんです。丁寧に

書かれると交付税が減るのですが、妙

な話です。丁寧に書いていただいて

も、私はそんなものは大した——同じ

ことを言い回しを変えたら交付税が

減る。これが一番問題です。私はあな

たのおっしゃる通りに、この標準法

による定数計算ならば五十名ですね。

五十名で計算するというならば、今の

あなたのおっしゃる長野は福岡、京

都あるいは兵庫等と御相談なさつた

が、それは別に大して困らないとおつ

しやたという御報告ですが、私はおそ

らくそうだろうと思う。ところが自治

省の方では、あなたの方の政令一条に

よるところの一学級の場合五十五人ま

で認めるという、この政令一条をも加

味して計算なさるから、いわゆる理論

学級で計算なさるから、そこで交付税

計算の定数が減つてしまふ。定数が

減つてしまふと、具体的には岡山県で

すが、岡山県では二百何千人減るらし

いから、大体六千万円交付税が減る。

六千万円岡山県の交付税が減つてよろ

しゅうございます。何とかやつていき

ますといつて、胸をぽんとたたいたと

いう話は聞いていませんが、岡山県は

御相談なさつたのでしょうか。そうい

うことですか。

○岩間説明員 私どもの方は、来年度

過員をかかえるであろう県と話をした

わけでございまして、岡山県の場合は

話をいたしておりません。

○太田委員 奥野局長、岡山県の例は

どうでしょうか。

○奥野政府委員 岡山県のことを具体

的には承知いたしませんけれども、来

年度小学校の児童数などの相当減る団

体が出て参つておる次第でございます。

児童数が減つて参りますれば、自

然学級も減り、教職員定数も減つて参

りますので、相当減額になる団体があ

るうかと思いますが、それはやむを得

ないことではないかと思うのでござい

ます。問題になりますのは、従来から

かなり学級編制といふものを、暫定定

数によらないで標準法に近づけておつ

た。ところが来年度児童数が減るもの

だから、どうしても先生数を維持しようと思えば、もう一つ標準法以上に学級編制をよくしなければならぬ、こういう団体ができてきているのじゃないかと思うのでございます。そういう団体の問題ではなからうかと私は判断いたしておるわけでございます。先ほど申し上げたのでございますけれども、従来は暫定定数を使っておったものでございますので、せっかく暫定定数よりも標準法に近づけようとして学級編制を小さくした。そうした場合には、それだけの所要経費を見てもらえないというところは、いかにも気の毒じゃないか。だから学級編制だけは、各府県の実績をそのまま使ったわけであります。しかしながら、あくまでも五十人がマキシマムだという密度補正をやっておったわけでございます。たまたま、すでに標準法に近づけた学級編制をとっておたところに問題があるわけでございまして、そういう団体は教育については特に力を入れておった団体だ、こう私たちは判断をいたしたのであります。教育に特に力を入れておったのだから、三十八年度以降においてもさらに教育については力を入れた。これはそうあつても何も不思議はないと思うのであります。特に力を入れるのだから、特にその財源は自分で捻出するのだ。こういう姿になつても、これもやむを得ないじゃないか、こうわれわれは考えておるのであります。自治団体なんぞでございますから、給付的に所要の財源をどの団体にも不公平なしに確保していきたい、こういう基準財政需要の算定の仕方をする。しかし、自治体によっては、道路行政に力を入れる、あるいは

か、そういう十七府県では何かめんどろを見る方法があるでしょう。六千万円損すれば損のしつぱなしかということとは、そうじゃないのじゃないのですか。何かあるはずだと思ふのですが、どうですか。

○奥野政府委員 交付税の計算で、個々の団体の財政の運営の比重に応じてやり方を要していくということは慎むべきだ、こう思つておるわけでござい

ます。従いまして、それぞれの団体が教育行政にいろいろ力を入れていかれる。それを交付税の計算においては、奨励もしなければ、阻止もしない。全体について公平な態度をとつていかなければならないと思ふのでござい

ます。たまたまこのような地方交付税法の改正案を考えております。過剰におきまして、日教組の方々と何回か議論をいたしました。その際に、群馬の人ではなかったかと思ふのでござい

ますけれども、先ほども申し上げましたような、校舎が物理的に五十人を収容できないのが非常に多いのだという話がございます。そういうようなものが非常に多くて、そのために一千万円も金がかかるといふような場合に

は、それは特別交付税で見なければならぬというところをお答えしたことを記憶しております。そういうような性格のものが、あちこちにいろいろあるのではなからうかと私は思ふのでござ

いまして、今それを全部つまびらかにしておるわけでもございせんけれども、いずれそういうような算定をしなければならぬ時期におきましては十分調査をしたい、こう考えておるわけ

でございます。○太田委員 よくわかりました。そう

だと思ふのです。実際は、実学級という方向にだんだんと進歩発達ならびかなければならぬと思ひますが、実学級主義というのに一律に踏み切るわけにはいかないでしょうから、ことしそ

ういう理論学級という考え方を交えた交付税の計算方式になつても、ことし

のことはやむを得ないでしょうけれども、できるだけ今の激変を避けること

はお考えいただきたい。そこで岩間さんにもう一度だけ承つておきたい。と

にかく標準法の精神を極力守るといふ意味から、政令一条というのはすみやかに改正をして、こういう二学級五十

三人、一学級五十五人までは認めるというところは改正すべきだと思ふので

すが、先ほどのお話では、御用意が進んでいるように承りましたが、そ

ういうふうに理解してよろしゅうございませぬ。

○岩間説明員 結論をいたしましては、先生の御指摘になつた通りでござ

います。ただ若干説明をいたしますと、学級編制をだんだんと落として参

ります場合に、かりに五十人が最高といたします場合に、これを二つに割る

と二十五人ということになるわけでござい

ます。これをさらに一学級の生徒数が合には、さらにその一学級の生徒数が

少なくなるわけでございます。その場合に五十人という付近になりますと、

たとえば一学級五十五人で教育をいたします場合と、非常に数の少ないクラ

スで教育をいたします場合とは、教育効果あるいは団体訓練、そういう意味から申しまして、あまり小さな学級

というものは、教育上かえつてよくないのではないかとこのような考え方

でございます。そこで五十五人という数

字は、確かに御指摘の通り多いのでござ

いしますが、これをどんどん引き下げ

て、五十人という学級編制に引き下げ

て参りました場合に、一学級を二つに

割つた場合に、かえつて教育上マイナ

スになるというような場合には、一学級の学級編制をある程度ふやしても、

その方が教育上はよろしいのではない

かというような考え方を持っておるわ

けでございまして、その点も御了承を

いただきます。初めに御指摘になりましたことは、これは原則的にはもちろん

おっしゃる通りだと思ひます。

○太田委員 一学級二十五人では少な

過ぎるといふのはいかかと思ひま

す。教育というものは、昔は塾という

うな、非常に人間的な精神感度まで含

めた教育がなされておつたのですが、

今では単にオートメーション的な生産

方式をとらうとする。こころの辺のこ

ろに、金をかけないでいい人間をつ

くらうなんて、虫のいいことは通りま

せんよ。だんだん数をふやすのは、国鉄

や山手線の電車や地下鉄ぐらゐでい

い。学校の教室の生徒の数はふやして

はいかぬ。減らさなければならぬ。減

らすのが近代的だと思ひますが、この

二十五人では少な過ぎるといふよう

な考え方はいかかなものですか。これは

だれの精神が知りませんが、課長さ

ん、一度文部省にお帰りになつて、定

数も五十名定数を限界とする、そう

いう本来の姿に早く戻つてもらふよう

に極力御努力願ひたいと思ひます。これ

は悪いことではないですよ。二十五人

が少な過ぎるから、さみしいからなん

で、どうですかね。そういう思想がど

こにあるか存じませんが、それは考え

直していただく必要があると思ひま

す。五十名編制、定数法による編制人員は五十名を限度とする、この本来の姿に戻っていただくようにお考えただくと同時に、とりあえずの交付税法の改正にあたって、交付税計算の単位としてこの計算をされておりますけれども、激変は避ける、地方財政に対して大きな影響を与えるような意図はないとおっしゃったこの局長の意見を私は了承しておきたいと思ひます。これは局長さん、そういう点について文部省の定数法、いわゆる標準法が変わらない限り、あなたの方のやり方にもわかにおっしゃる気持もわかるから、文部省の方が十分考えていただいて、財政的に地方の教育費に大きな打撃を与えないように一つ監督していただきたいと思ひます。その点については局長さん、よろしくうございませうね。

○奥野政府委員 文部省におかれましては、やはり教育財政についていろいろ御意見があらうかと思ひます。常に文部省の御意見は十分尊重していろいろございませうけれども、今後におきまして、いろいろ御意見がありまします場合には、十分相談をして参りたいと思ひます。

○松井(誠)委員 関連して一、二お伺いをいたしたいと思ひます。

この交付税法の一部改正の法律案の提案理由の説明の中に、農業構造改善について農業行政費をふやすという形でめんどろを見ることが書いてありますけれども、こういう形式でいわれるめんどろを見ることがこのほかにひいては、この間門司委員からいろいろお話がございましたけれども、その問題は別といたしまして、この構造改善の事業は、農業だけでなく、御承知のように漁業の構造改善というものも今進んでおるわけでありまして、これはこの提案理由の説明には直接には書いてございせんが、念のために伺いをいたしておきたいと思ひますけれども、その漁業の構造改善については、交付税という形でめんどろを見のおつものなかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○奥野政府委員 農業構造改善事業につきましては、府県の農業行政費にかかります単位費用を引き上げておるわけでありまして、それは構造改善事業だからめんどろを見ているというより、その中に農道でありますとか、用排水の事業でありますとか、むしろ公共負担をかなり増額していくべきではなからうかというように思われる性格の仕事はたくさん含んでおるものから、そういうものについてはこういう負担を増した方がいいたろう。市町村について、一々財源措置することは非常に困難だ。むしろ府県に財源措置をして、府県から市町村に補助をしてもらうというような方がやりやすいし、同時に府県もめんどろを見やすいだろう、こういうような考え方をとつたわけでありまして。

○松井(誠)委員 今府県が漁業の構造改善事業をやっておる、これについて、このいただいた資料では、いわゆる府県の水産行政費というものが、単位費用が大幅に増加しておるようでありまして、こういう形で県の行なう漁業構造改善事業についてもそういう配慮をしておるのだと思ひますけれども、その点について説明がないのですね。農業の構造改善についてはありま

すけれども、漁業についてはないの、念のために最初にお伺いしたわけでありまして。

○奥野政府委員 御質問を取り違えておりまして恐縮いたしました。

漁業構造改善事業で府県の負担に属するものがございまして、こういうものにつきましまして、やはり漁業関係の単位費用をそれだけ引き上げるといふ方法をとっているわけでありまして。

○松井(誠)委員 これは総額どのくらいになるのかわかりませんけれども、農業の構造改善については、今局長から御説明がございましたが事実上総額で二割くらいが一応のめんどろであるというように伺っておりますが、この漁業の構造改善については、大体これが漁業の構造改善費のおよそどれくらいというめんどろでやりになったのか、いかがですか。

○奥野政府委員 沿岸漁業構造改善事業にかかると経営近代化促進事業及び漁場改良増殖事業に要する府県の負担額がございまして、それにつきましまして二億四千四百万円を水産業者数を測定単位といたしまして水産行政費の基準財政需要額に算入する措置をとっております。

○松井(誠)委員 漁業の構造改善事業は総額幾らでありましたか、私ちょっと記憶しておりませんのでよくわかりませんが、先ほどもちょっと言いました、農業の場合、大体二割というめんどろがあったと思うのです。漁業の場合には、そういう意味のめんどろというものはどういふふうになされたかということをお聞きしたいのです。

○山本説明員 この漁業関係の構造改善の場合には、府県自体が事業団体、事業の実施主体になっておりますので、国庫補助がございまして、漁業構造改善事業関係の府県の地方負担に對しましては、ちょっと正確には記憶いたしておりませんが、八割ないし九割程度の給付率になっておると思ひます。

それから農業構造改善の場合には、府県以外の団体が実施をいたしますものに對しまして、その二割程度くらいを府県が補助をする経費を、今回は単位費用に算入いたしましたわけでありまして、漁業構造改善の場合には、原則といたしまして府県が実施主体になっておりますから、その地方負担額に對しまして八割程度のものは基準財政需要額に算入いたしておる、こういうことになっておるわけでありまして。

○松井(誠)委員 地方負担額の八割ないし九割ですか。そうしますと、漁業構造改善の性格と農業構造改善の性格は多少違いますし、従つて事業の規模なども多少違いますので、一律に論ずるわけにいきませんと思ひますけれども、府県が漁業の構造改善をやる場合、地元負担というものがあつた。その地元負担は、残念ながら漁民の負担という形になつてくる場合が多いと思ひます。今の漁民は、御承知でしょうけれども、漁民一戸当りの負債の額というものは、農民の場合よりもはるかに大きい。従つて、負担能力というものが非常に少ない。それだけにまた構造改善という形でこの沿岸漁業の振興をやるといふ必要度が非常に強いのですけれども、これは現実には漁民が、それだけの負担の能力が非常に乏しいというときに、農業の構造改善と比べて漁業の構造改善—今いわれた経営の主体のいろいろな違いはありますけれども、

も、農業の構造改善に比べてそういう漁民の負担能力の違いというものを、こういう算定をされるときに考慮されたのかどうか、その点を一つお伺いしたい。

○奥野政府委員 国庫補助を受けまして府県が漁業構造改善事業をやっているわけでありまして、事業の性質によりまして国の補助率も違いますし、地方の負担額も違つておるわけでありまして、農業が考へております府県の負担額を基礎にいたしまして、基準財政需要額への算入方法を考へているわけでございます。従いまして農林省におきまして、ものによりましては漁家の負担が少なかつたり多かつたりしているわけでございます。要するに農林省が計画を立てた場合の、想定された府県の負担分を基準財政需要額に算入するという方式をとっているわけでございます。

○松井(誠)委員 今の御説明ですと、農林省が各県の漁業構造改善の計画、これは県が計画を立てられるわけですね。その規模そのものはもちろん県によつてまちまちで、漁家の数が、そういう水産業者の数というものによつていけばそれに比例するような形で事業量はさまるわけではないわけですね。そうしますと、今のお話では、現実には県が計画を立てるその事業量を基準財政需要額と見るといふような、そういう趣旨なんですね。

○奥野政府委員 そういふ農林省の考へております事業分、それに基づきます府県負担分、その八割相当のものが、総体で先ほど申し上げました二億数千万円でございますけれども、それを水産行政費にその分として算入する

という方式をとったわけでございませう。

○松井(誠)委員 その府県の負担の八、九割を交付税で見るといふ形である。そうしますと、実際私は、農民の場合よりも漁民の場合の方が、つまり農業の構造改善の場合より、漁民が事業量の全体の中で、実際に負担する割合というものが多くなると思う。漁業の構造改善事業というのは、特別な大型の魚礁とかというような特別なものを除いては、大体五割、それ以下です。従って、農業構造改善の場合よりも、平均して補助率というものが低いのではないか。その低い補助率の八、九割を見るときとすると、農業構造改善の場合に比べて、漁民の負担の比率——戸あたりの数字ではありませんが、事業量全体に対する漁家の負担の比率というものは、多くなりはいないか。それが、負債が、農民よりもむしろ漁民の方が多いという現状では、どうも逆な考え方だと思ふのですけれども、その辺の配慮をしたのかどうかということですが。

肩がわりしてもらいたいというような性格の話は何いせんせんでした。ただ農林省が計画されております府県の負担に属するとしております総額をええまして、基準財政需要額の算入額をきめたということでございます。

○松井(誠)委員 私は次に補正のことにつきまして二点ばかりお伺いいたしたいのですけれども、一つは寒冷補正といふことですか、それに寒冷と積雪、両方並べてあるわけですか。これは実際には寒冷による補正、積雪による補正、そういう区別をされておられるのでしょうか。この補正現実の内容といふものがよくわからないのですが、寒冷補正といふ名前前で、寒冷及び積雪といふものが一緒になつてその補正の係数になつておられるのですか、どうですか。

○奥野政府委員 寒冷事由によつて経費が割高になるのと、積雪によつて経費が割高になるのと、これは事情が違ふと思うのです。寒冷によりまして、寒冷地であれば寒冷手当が支給される。あるいは建物償却費がよけいにかかるというふうな問題がございます。積雪の場合には、屋根から雪おろしをしなければならなかったり、あるいは雪照いをしなければならなかったりするわけでございます。従いまして、寒冷度による級地区分をきめ、積雪度による級地区分をきめております。それによつて所要経費が割高になりますものゝを合算しまして、そうして寒冷補正と一つ一つの補正係数を定めるといふことになつておるわけでございます。補正は一つでございますけれども、その率を算定する場合には、それぞれ其事由別に率を算定する、そしてそれを合算して一本の補正係数として適用する、こういうやり方をいたしております。

か、そういう点からいって、やはり何かそこで技術的な工夫をされて、離島の補正といふものをやっていたのだかと思ふのです。離島といふのは、御承知のように離島振興法という法律がありまして、今までは多少事態は改善はされて参りましたが、たとえは——離島振興法がゆえに、たとえば——私も驚いたのですけれども、電話を架設する。これも、特別区域だといふことで、工事費はかさむ、維持費も特別高い維持費をとられるといふことで、言つてみれば離島振興法の精神に反するやうな組織機構といふものが、まだいろいろなところにあるわけですから、離島振興といふことでプラスになつた面が、実はまたいろいろな形で差し引かれて、プラス・マイナス元々だといふ形になつてゐる。こういうことで、なかなかこういうところに対する本土への接近といふことはむずかしい。ですから、いわゆる僻地一般といふ問題とはまた違ふ。そういういろいろな事情があるといふことを考慮されて、今までも何度も検討されたといふことは私も聞いておるのですけれども、もう一度前向きな結論を出していただいていい時期だと思ふ。念のため要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ふ。

○門司委員 関連して。文部省の人は帰つたそうですから、自治省だけに聞きますが、さつき文部省との関係の議論を聞いておられますと、いろいろ議論されておられますが、この際聞いておきたいと思ふこと

○奥野政府委員 基準財政需要額に算入します場合には、公費の負担に属すると考えられる性格のものを算入いたしておるわけでございます。現実には農家の負担しているもの、あるいは漁家の負担しているもの、もっと高位の負担に移すべきではないかというやうな問題も、いろいろあるかと思ふのであります。農林省の意見を求めまして、それに従ひまして今回の算入を行なつたわけでございます。特段、漁業構造改善事業につきましては、漁家の負担を、市町村なり府県なりの負担に

る、こういうやり方をいたしております。雪地帯からの要望があるわけですが、これも、いわゆる寒冷による補正よりも、積雪による補正といふものがどうも少ないといふこと、そういう不公平が今まである。ところが今度はあのような積雪といふことで、雪による被害といふものがこの際見直された。しかし、これはもちろん根本的に、今度の雪がたぐいまれな豪雪だといふことが一番大きい原因ですけれども、もう一つは、今までは実はだまつておつたけれども、雪による被害といふものはほんとうはもつと大きかつた。一般の認識よりは大きかつたのは、なだれによる被害が大きくなつたといふことの認識を新たにされたものと思ふ。こういう機会にいわゆる雪地帯でいわれておりました、寒冷による補正と比べて積雪による補正といふものが冷遇されておつたといふ主張に対する配慮、そういうものを今お考えになつておられるかどうか、その点をお伺いいたしたいと思ふ。

○奥野政府委員 お話のやうな傾向があるうかと存じます。やはり冬でも、道路について十分自動車輸送のできるやうにしなければならぬといふやうなことになるてきてゐる結果が、相当あるのではないと思ふ。三十六年度、積雪によつて補正をいたしておりました増加財政需要額、それを三十七年度は十一億程度増額いたしまして、県市町村合せて二十四億五千四百万円のかさ上げを行なつておりました、積雪補正の増額額をかなりふやしたわけでございます。三十八年度にお

きまして、その内容につきましてはさらに十分検討を加えて参りたい、かように考えております。

○松井(誠)委員 もう一点お伺いいたしたいと思ふ。実はこれも自治省の補正の問題です。実はこれも自治省のところで聞いておると思ふ。すなわち、離島といふ立場からの要求なんでも、離島といふのはいわば僻地ではございますけれども、僻地一般と違つていろいろな費用がかさむといふ点がある。そういう関係者が、技術的なことはどうかかわりませんけれども、たとえば離島による補正といふやうなもの、その要求をされておると思ふすけれども、今まではそういう要望があるといふことを御承知でしょうか。

○奥野政府委員 離島を補正事由の中に入れてもらいたいといふ御要望が現実にご覧いただけます。またその可否につきましても、内部でたびたび議論をいたしました。たびたび議論をしておつたのでございすけれども、なかなかいい方法が見出せないといふやうなことで、現在もなお特別交付税で、離島の多い団体につきましては若干所要経費を加算していくといふやうなことをいたしておるわけでございます。将来とも離島補正の問題につきましては十分研究をしていきたい、こう考えております。

○松井(誠)委員 これでやめますけれども、これはやはり僻地一般と違つて、離島といふことから来る特殊な費用の増加といふことは、お認めいただけたと思ふ。——だとすれば、技術的には非常に困難かもしれないけれども、しよつちゅういわれるやうに、地方団体の財政の均衡化といひます

か、そういう点からいって、やはり何かそこで技術的な工夫をされて、離島の補正といふものをやっていたのだかと思ふのです。離島といふのは、御承知のように離島振興法という法律がありまして、今までは多少事態は改善はされて参りましたが、たとえは——離島振興法がゆえに、たとえば——私も驚いたのですけれども、電話を架設する。これも、特別区域だといふことで、工事費はかさむ、維持費も特別高い維持費をとられるといふことで、言つてみれば離島振興法の精神に反するやうな組織機構といふものが、まだいろいろなところにあるわけですから、離島振興といふことでプラスになつた面が、実はまたいろいろな形で差し引かれて、プラス・マイナス元々だといふ形になつてゐる。こういうことで、なかなかこういうところに対する本土への接近といふことはむずかしい。ですから、いわゆる僻地一般といふ問題とはまた違ふ。そういういろいろな事情があるといふことを考慮されて、今までも何度も検討されたといふことは私も聞いておるのですけれども、もう一度前向きな結論を出していただいていい時期だと思ふ。念のため要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ふ。

○門司委員 関連して。文部省の人は帰つたそうですから、自治省だけに聞きますが、さつき文部省との関係の議論を聞いておられますと、いろいろ議論されておられますが、この際聞いておきたいと思ふこと

は、交付税法と教育費の関係ですが、文部省の諸君が言つてゐるやうに、またあなた方がお考えになつてゐるやう

に、交付税法と教育費の関係ですが、文部省の諸君が言つてゐるやうに、またあなた方がお考えになつてゐるやう

に、交付税法と教育費の関係ですが、文部省の諸君が言つてゐるやうに、またあなた方がお考えになつてゐるやう

に、学級が減ったから交付金が少なくなるのだという、その分の交付金というものは減らすのだというようなことになっておると思ひますけれども、そういうことと、もう一つほかの問題は、教育に関する税負担が非常に大きいのです。要するに学級に關係がなければ、生徒の数にも關係がない。關係があるといへば、教育費の中の人口割をどうするかというところに多少の關係があるかもしれない。だから生徒の数は減ってくる、学級数は減ってくる、従つて教員の数も減ってくる、だから教育費は少なくてもよるしいのだという議論が一応議論としては成り立つかもしれない。しかし問題は、経費の關係で、決してそれでPTAの費用がなくなるわけでもない、税負担がなくなるわけでもないと思ふ。むしろ教育の問題にこういうものが織り入れられて、ある程度考えられて、そして税負担の一番大きな問題である学校に対する父兄の特別の負担というものをなくす方向にかけんはできないかということなんです、その辺はどうですか。

○奥野政府委員 お話、ごもっともでございます。私、府県の場合には小中学校の教員の給与費を負担している。市町村の場合には小中学校の維持管理費等を負担しております。それに應じて所要の経費を考えていかなければならないけれども、教員数が減つてくれば需要は減ってくる、これはそのままに受け取つて計算をしていいのじゃないだろうか、こう思つております。市町村の場合には、御指摘のように児童が減つたから需要が減つてくると、すぐにそれは參らない。たとえば

学校を建てた場合におきましても、その元利償還がかえつてふえてくるという場合もあるわけがございます。従ひまして、市町村につきましても特に需要費を増額して単位費用を引き上げるという方向をとりましたほかに、現在小中学校の経費を計算いたします場合に、測定単位が学校数と学級数と生徒児童数の三本立てになつておるわけでございます。この場合に、どちらかといひますと、生徒児童数にかけておりますウェイトを、学級数に振りかえていくといふような考え方をとつておるわけでございます。標準学校について算定された額を、その六割は児童数で算定し、四割は学級数で算定するように三十七年度はしております。これを三十八年度からは両方とも半分ずつ児童数と学級数とで算定するという方向に切りかえたわけでございます。これも今御心配になりましたような方向を考えて行なつていくこととございまして、将来ともそういう方向で工夫して参りたい、こう思つております。

○門司委員 こう解釈しておけばいいのですか。交付税の算定の基礎とか、数字の割合の中には、税負担をできるだけ少なくしていくという方向でこれは組まれていくのだというふうに解釈してよろしゅうございませうか。あとこのことはまたあとで聞きますが……。

○奥野政府委員 その通りでございます。そういうために、特に小中学校の市町村の単位費用を引き上げておるわけでありませう。

○永田委員長 他に質疑はございませ

んか。なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○永田委員長 次に昨十一日、参議院より送付されました道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案（昭和三十三年第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 緊急自動車等（第三十九条、第四十一条）」を「第七節 緊急自動車等（第三十九条、第四十一条）」に、「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条、第六十三条）」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条、第六十三条）」に、「第三節 雇用者等の義務（第七十四条、第七十五条）」を

第三節 雇用者等の義務（第七十四条、第七十五条）を

第四節 雇用者等の義務（第七十四条、第七十五条）を

第五節 雇用者等の義務（第七十四条、第七十五条）を

第六節 雇用者等の義務（第七十四条、第七十五条）を

二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。のもつぱら自動車の高速通行の用に供する部分を除く。

第六節第一項中「著しく停滞した」とに「道路」の下に「（高速自動車国道及び自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路を除く。）を除く。）」を加える。

第七節第三項中「その他の事情により道路」の下に「（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）」を加え、「道路における」を「当該道路における」に改める。

第九節第二項中「第二十條第一項」の下に「若しくは第七十五條の四第一項」を加える。

第十四條第二項中「耳がきこえない者」の下に「及び政令で定める程度の身体障害のある者」を加える。

第十六條に次の一項を加える。

3 この章の規定のうち交差点における交通に係る規定は、高速通行路にある交差点に入らうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する自動車については、適用しない。

第十九條中「三メートルをこえる道路」の下に「（高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。）」を加える。

第二十条第一項中「基準により」の下に「（道路（高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。））を加え、同条第二項中「車両は」の下に「前項の」を加え、同条第三項中「認めるときは」の下に「第一項の」を加える。

あつては、高速道路」を加え、同項を同条とする。

第四十条第二項中「前項以外の場所」の下に「（高速通行路を除く。）」を加える。

第四十一条に次の一項を加える。

4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車（もつぱら道路の維持、修繕等のために使用する自動車）で政令で定めるものをいう。以下第七十五條の九において同じ。については、第十七條第三項並びに第六十九條の規定は、適用しない。第三章第七節中第四十一条の次に次の一條を加える。

（消防用車両の優先等）

第四十一条の二 交差点又はその附近において、消防用車両（消防自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してき

たときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両（緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、当該消防用車両の進行を妨げてはならない。

3 第三十九條第一項及び第三項の規定は、消防用車両について準用する。

—

条第一項から第三項まで並びに第四
十条第一項の規定は、適用しない。

(罰則) 第一項及び第二項については、第二百二十条第一項第二号、第二百二十二条

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十二條の次に次の一條を加える。

(装置不良車両の運転の禁止等)
第六十三条の二 第六十二条に規定す

るもののほか、自衛車又は原動機付自転車の使用者その他当該車両の整備の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により

装置又はばい煙等の発散防止装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため他人に著しい迷惑を及ぼすおそれがある自動車又は原動機付自転車（以下この条において「装置不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(以下この条において「故障車両」という。)については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

4 前条第三項から第八項までの規定は、前項の故障車両について準用する。この場合において、同条第三項前段中「道路における危険を防止する」とあるのは、「他人に及ぼす迷惑を防止する」と読み替えるものとする。

(罰則 第一項については第二百二十条第十一号、第二項、第二百二十

二条、第二百三十三條 第二項及び
第三項については第二百二十條第十
一号の二 第四項については第百
二十一條第一項第九号)
第六十九條を次のように改める。

(最低速度の遵守)

第六十九条 自動車運転者は、第二十四条の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、同条の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度

で自動車を運転してはならない。
第七十一条第二号中「若しくは耳が

きこえない者」を「耳がきこえない者若しくは第十四条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 歩行者が横断歩道により道路の

第七十二条の付記中「第十二号」を「第十一号の三」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 高速自動車国道等にお

ける自動車の交通方法等の特例
第一節 通則

第七十五条の二 高速自動車国道及び

自動車専用道路における自動車交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（危険防止等の措置）

第七十五条の三 警察官は、道路の損

壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路において交通の危険が生じ、又

は交通の混雑が生ずるおそれがある
場合において、当該道路における危

険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認める

通行路に二の車両通行区分帯を設けなければならぬ。

2 自動車は、高速通行路において
は、追越しをする場合又は道路の状

況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、左側の車両通行区分帯

3 自動車は、高速通行路において追

越しをするときは、右側の車両通行区分帯を通行しなければならない。

(罰則 第二項及び第三項については第百二十条第一項第三号、同

条第二項、第二百二十二条
(最低速度)

第七十五条の五 自動車が高速度通行路を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

2 公安委員会は、高速通行路の区間を指定し、当該高速通行路の区間を

通行する自動車について、前項の規定に基づく政令で定める最低速度に

2 緊急自動車以外の自動車は、緊急

自動車が高速通行路に入ろうとして
いるときは、当該緊急自動車の進行

を妨げてはならない。

（罰則）第二百一十條第一項第二

号、第二百二十二条)
(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 自動車は、高速自動車国道又は自動車専用道路において、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため

一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、

次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

一 駐車のために供するため区画され

た場所において停車し、又は駐車するとき。

二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得

ない場合において、路肩に停車し、又は駐車するとき。

三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客

の乗降のため停車し、又は運行時間を整正するため駐車するとき。

動車については、第七十五条の四第
二項の規定は、適用しない。

2 政令で定めるところにより道路の
維持、修繕等のための作業に従事し
ている場合における道路維持作業用
自動車については、第七十五条の四
第二項及び次条の規定は、適用しな
い。

第三節 運転者の義務

(最低速度の遵守)

第七十五条の十 自動車の運転者は、
高速通行路においては、法令の規定
により除く場合又は危険を防止す
るためやむを得ない場合を除き、
第七十五条の五第一項の規定に基づ
く政令で定める最低速度又は同条第二
項の規定に基づき公安委員会が定め
る最低速度に達しない速度で自動車
を運転してはならない。

(罰則 第二百二十条第一項第十二
号)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 自動車の運転者
は、故障その他の理由により高速通
行路において当該自動車を運転する
ことができなくなつたときは、当該
自動車に故障その他の理由により停
止しているものであることを明りよ
うに表示するとともに、当該自動車
を高速通行路以外の場所に移動する
ため必要な措置を講じなければなら
ない。

第七十九条第一項第三号中「第一項」
の下に「(第七十五条の八(停車及び駐
車の禁止) 第二項において準用する場
合を含む)」を加え、同項第十二号の
次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五条の三(危険防
止等の措置)の規定による警察官

の禁止、制限又は命令に従わな
かつた者

第二百二十条第一項第二号中「又は第
四十条(緊急自動車の優先)」を、「第
四十条(緊急自動車の優先)、第四十
一条の二(消防用車両の優先等) 第一
項若しくは第二項、第七十五条の六(横
断等の禁止) 又は第七十五条の七(高
速通行路に入る場合における優先関
係)」に改め、同項第三号中「又は第四
十三条(指定場所における一時停止)」
を、「第四十三条(指定場所における
一時停止) 又は第七十五条の四(通行
区分) 第二項若しくは第三項」に改
め、同項第六号中「第四十七条(停車
の方法)」の下に「又は第七十五条の八
(停車及び駐車等の禁止) 第一項」を加
え、同項十一号を次のように改める。

十一 第六十三号の二(装置不良車
両の運転の禁止等) 第一項の規定
に違反した者

第二百二十条第一項第十一号の次に
次の二号を加える。

十一の二 第六十三号の二(装置不
良車両の運転禁止等) 第二項の規
定による警察官の停止に従わず、
提示の要求を拒み、検査を拒み、
若しくは検査を妨げた者又は同条
第三項の規定による警察官の命令
に従わかつた者

十一の三 第七十二条(交通事故の
場合の措置) 第二項の規定による
警察官の命令に従わかつた者

第二百二十条第一項第十二号を次のよ
うに改める。

十二 第七十五条の十(最低速度の
遵守)の規定に違反した者

第二百二十条第二項中「又は第八号」
を、「第八号又は第十一号」に改める。

第二百二十条第一項第九号中「第六
十三号(車両の検査等) 第七項」の下
に「(第六十三号の二(装置不良車両の
運転の禁止等) 第四項において準用す
る場合を含む)」を加える。

第二百二十二条第一項及び第二百二十三
条中「第十号」を「第十号、第十一号」
に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算し
て三月をこえない範囲内において政
令で定める日から施行する。

2 消防法(昭和二十三年法律第百八
十六号)の一部を次のように改正す
る。

第二十六条第一項中「消防車が接
近したときは、自動車、牛馬車、手
引車、自転車等は道路左側にできる
限り寄り添ひ、消防車が通過するま
で停止しなければならぬ。路面電
車は火災のため出動の消防車の接近
を知るときは、停車して、その通過
するまで動いてはならない。」を削
り、同項の次に次の一項を加える。

消防車の優先通行については、道
路交通法(昭和三十一年法律第百五
号) 第四十条、第四十一条の二第一
項及び第二項並びに第七十五条の七
第二項の定めるところによる。

3 この法律の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従
前の例による。

理由

高速自動車国道の供用の開始に伴
い、高速自動車国道における自動車の
交通方法等の特例を定め、及びこれに
伴う関係規定を整理するとともに、道
路交通法の施行後における道路交通事

情の変化にかんがみ、歩行者の保護の
徹底を図るための規定を新設し、並び
に消防用車両の優先通行及び装置の不
良な車両の運転の禁止等に関する規定
を整備し、あわせて高速自動車国道に
準じて自動車専用道路における交通方
法等の特例を定める等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由で
ある。

○永田委員長 まず、趣旨の説明を聴
取いたします。篠田国務大臣。

○篠田国務大臣 ただいま議題となり
ました道路交通法の一部を改正する法
律案につきまして、その提案の理由及
び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、高速自動車国道の供
用の開始に伴い、高速自動車国道にお
ける自動車の交通方法等の特例につい
て定めること、最近の道路交通事情の
変化にかんがみ、歩行者の保護の徹底
をはかるための規定を整備すること、
並びに、消防用車両の優先通行、装置
不良車両の運転の禁止等に関する規定
を整備すること等をその内容としてお
ります。

まず、高速自動車国道における自動
車の交通方法等の特例を定めることに
ついて御説明いたします。

高速自動車国道法に基づく高速自動車
国道として、いわゆる名神高速道路の
一部が近く供用を開始されることにな
つております。高速自動車国道にお
いては、自動車以外の車両及び人の通
行は禁止されているのでありますが、
構造の面においても、他の道路等との
交差はすべて立体交差方式によるこ
と、一般の道路との連絡はインター
チェンジによること、並びに、中央分

離帯を設けて往復の交通を完全に分離
すること等一般の道路とは相当異なつ
たものとなっているのであります。

従つて、交通方法等についても一般の
規定では律せられない面が多いのであ
ります。

この法律案は、このような特殊な構
造を有する高速自動車国道における自
動車の交通方法の特例として、警察官
の危険防止等の措置、通行の区分、最
低速度、横断、転回等の禁止、高速通行
路に入る場合の優先関係、停車及び駐
車の禁止、制限、並びに緊急自動車等
の特例に関する規定を設けるとともに

に、自動車の運転者の義務として、最
低速度の遵守及び自動車に故障した場
合等における措置に関する規定を設け
ることにより、高速自動車国道におけ
る危険を防止し、その他交通の安全と
円滑をはかることといたします。

なお、道路法の規定による自動車専
用道路においても、その交通の実態は
高速自動車国道のそれに近いものと
なつておりますから、警察官の危険防
止等の措置、横断、転回等の禁止、
停車及び駐車等の禁止、制限等に関し
ては、この際、同様の特例として規定す
ることといたしております。

次に、歩行者の保護の徹底をはかる
ための規定について御説明いたしま
す。

道路交通法においては、歩行者の保
護についても相当な配慮をいたしてい
るのでありますが、最近の道路交通事
情の著しい変化にかんがみ、必要の
あることが痛感されるのであります。

このため、未舗装道路においても、必要
な箇所には横断歩道を設けることがで

きることとし、また、横断歩道における歩行者の通行の安全のために車両等の運転者に対して、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならないことを義務づけ、さらに、政令で定める程度の身体障害のある者にも白色に塗ったつえを携えて通行することを認めることにより、歩行者保護の徹底をはかることとしたしております。

次に、消防用車両の優先通行及び装置不良車両の運転禁止等に関する規定の整備について御説明いたします。

消防用車両の優先通行に関しては、現在道路交差法と消防法とに同趣旨の規定が設けられておりますが、通行の優先等に関する規定は、他の車両等に対する義務規定でありますので、車両等の運転者等に周知しやすいようにする必要があり、及び双方の規定の關係について若干の整備が必要であること等の理由から、この際、道路交差法において消防用車両の通行の優先等に関する規定を設けることとし、これに伴う関係規定の整備をいたしております。また、騒音を発し、または多量のばい煙等を発散させて他人に著しい迷惑を及ぼすような車両の取り締まりについては、現在その取り締まりの完璧を期することができない実情でありますので、装置不良車両の運転禁止に関する規定を設けることにより、装置不良車両の運転による騒音また多量のばい煙の発散の防止をはかつて参りたいと存するのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びおもな内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○永田委員長 次に、補足説明を聴取いたします。柏村警察庁長官。

○柏村政府委員 ただいま提案理由の説明があり、また道路交差法の一部を改正する法律案につきまして、さらに補足して御説明いたします。

第一に、高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例に関する規定から御説明いたします。

まず、第七十五条の三の警察官による危険防止の措置についてであります。

この規定は、高速自動車専用道路において、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により交通の危険が生じ、または交通の混雑が生ずるおそれがある場合における警察官の危険防止等の措置について規定しようとするものであります。現行法においても、その第六条及び第七條第三項によつて警察官が混雑緩和の措置または通行の禁止もしくは制限をする措置をとることとされていることとされておりますが、高速自動車専用道路、自動車専用道路につきましては、その道路構造が通常の道路と著しく異なり、自動車に相当な高速度で通行するという状況が予想されますので、これらの規定によつては、交通の危険防止や混雑緩和の措置として十分ではありまないので、新しい特殊な道路に即応して、通行の禁止または制限をし、路肩通行を下命し、または正規の通行方法と異なる通行方法の下命をする等の措置をとらしめようとするものであります。

次に、第七十五条の四の通行区分に関する規定でありますが、この規定は、高速自動車国道における交通の円滑と危険防止をはかるため、高速自動車

車国道においては、その左側部分に二の車両通行区分帯を設け、自動車は、原則として、左側の車両通行区分帯を通行すべきこととし、追い越しの場合または道路の状況等によりやむを得ない場合に限り右側の車両通行区分帯を通行することとしようとするものであります。

次に、第七十五条の五の最低速度に関する規定でありますが、高速自動車国道の高速通行路における一般的な最低速度は政令で定めることにいたしております。

なお、公安委員会は、高速通行路の状況に応じ、道路管理者の意見を聞いて、これより低い最低速度を道路標識等を設置して定めることができることといたしております。

次に、第七十五条の六の横断等の禁止に関する規定でありますが、高速自動車国道または自動車専用道路において自動車は横断、転回または後退をすることは、他の自動車の通行を妨害するのみならず、直ちに交通の危険を生ずるおそれがあるため、これらの行為を全面的に禁止しようとするものであります。

次に、第七十五条の七の高速通行路に入る場合における優先関係に関する規定でありますが、自動車が高速通行路に入ろうとする場合に、高速通行路を通行する自動車があるときは、その自動車の進行を妨げてはならないことと、すなわち、高速通行路にある自動車を優先せよとするものであります。

なお、第二項において緊急自動車の優先についての特例を定めております。

次は、第七十五条の八の停車及び駐車禁止に関する規定であります。高速自動車国道または自動車専用道路においては、自動車の停車または駐車は、通常の道路におけるよりも一層、他の自動車の通行を妨害し、または交通の危険を生じさせるおそれがありますので、特定の場合のほかは、全面的に停車及び駐車を禁止しようとするものであります。

次は、第七十五条の九の緊急自動車の特例に関する規定であります。緊急自動車及び交通取り締まり用自動車については、高速通行路における通行区分に関する規定を適用することと、その用途の性質上適当でありまないので、その適用を排除し、また、道路維持作業用自動車について、通行区分及び最低速度の順守に関する規定の適用を排除しようとするものであります。

次は、第七十五条の十の最低速度の順守に関する規定であります。高速自動車国道を通行する自動車の運転者は、政令で定められた最低速度または公安委員会が定めた最低速度を順守しなければならぬこととしようとするものであります。

次は、第七十五条の十一の自動車の故障等の場合の措置に関する規定であります。自動車が高速自動車国道において故障等のため運転不能になりまると、他の自動車の通行を妨害し、また、交通の危険が生じますので、このような状態になったときは、故障車である旨を表示するとともに、その自動車を高速通行路以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならぬこととしようとするものであります。

す。

なお、この義務規定の違反につきましては、事柄の性質上罰則を設けないこととしております。

第二に、歩行者の保護の徹底をはかるための規定について御説明いたします。

まず、第二条第四号の改正規定でございますが、現行規定においては、横断歩道は、道路標識と道路標示の双方によって示されていることが必要とされており、このため、未舗装道路の区間においては、横断歩道を設けることが困難であります。このような点を改め、未舗装道路の区間であっても必要箇所には、道路標識のみによつて横断歩道を設けることができることとし、これによつて歩行者の保護をはかるようとするものであります。

なお、舗装された道路で、信号機がある交差点においては、必ずしも、道路標識と道路標示の双方を必要とするわけではありまないので、そのいづれか一方で足りることとしようとするものであります。

次に、第十四条第二項の改正規定であります。この改正は、身体障害者の保護をはかるため、白色に塗ったつえを携えて通行してはならない者の除外例に政令で定める程度の身体障害のある者に加え、あわせて、車両等の運転者の順守事項を改正して、これらの身体障害者が白色に塗ったつえを携えて道路を通行しているときは、その通行を妨げてはならないこととしようとするものであります。

次に、第七十一条第三号の改正規定についてであります。

現行規定においては車両等の運転者

次、狩猟者税につきましては、今回の改正によって狩猟地における知事の免許を受ける者に対し課税されることにより、課税対象の捕捉が困難となる結果、特に県境における狩猟について脱税行為を助長せしめることとならないかという意見がありました。

次に、固定資産税について申し上げます。昭和三十九年度より改正評価制度による評価額に基づいて課税が行なわれることになるが、この改正評価制度の実施に伴い、資産によってその評価額が引き上げられることにならないか、評価制度の改正はいかに進められたいか、評価額の改正は過重となっていないか、評価がえに際し、従来負担の過重となつていない資産について、その不均衡を是正してゐるか、たとえば現行の評価基準によれば、寒冷地における単作地帯の農地の評価は、二毛作地帯の評価の評点を基礎として定められているため、その評価額は過重となっているようであるが、これをどのようには正しているか、また、建物も積雪寒冷地帯では広い建坪を必要とし、構造も強靱にする必要があるため、坪当たり評価額が高く、しかも実際の耐用年数は短い。これらを是正するためには減価補正をやっているが、この点、改正評価制度ではどのようになっているか、また、農家の家屋で現在利用価値のないものについては、その負担能力を考慮に入れて負担の緩和をはかるべきではないか、土地及び家屋の評価に際して、いまだに賃貸価格を基礎として評価しているところがあるが、これらの評価方法は再検討すべきではないか、また国や地方団体等の公共事業の施行によって生ずる土地の増価によ

る利益に対しては、不勞所得的性格を有することにかんがみ、税制上特別な課税を行なうべきではないかという意見がありました。

次に電気ガス税について申し上げま

す。電気ガス税の税率の引き下げは、電気料金の値上げを前提としたものではないか、産業用電気について非課税品目の追加を要望している向きもあり、また本税の地方税収に占める地位の重要性や地方財政の事情により、本税のあるべき姿をいかに考えているか、また今回の税率引き下げは大いに

上りが忘れられているのではないかと、最近の電気ガスの使用の実態等から見ると免税点も一段と引き上げる必要があるのではないか等の意見がありました。

次に国民健康保険税について申し上げ

ます。国民健康保険税については、保険料

なのか税なのか、問題があるが、今日税

負担として見た場合、この税ぐらい負

担が重くしかも逆進的なものはない。

加入者の生活実態にかんがみ、保険の

概念から一歩出て、むしろ社会保障の

概念を導入し、国の責任において負担

の軽減をはかるべき時期にきているの

ではないか、また今回の改正によつて

低所得者に対する負担の軽減をはかっ

ているが、たとえば十五万円をこえる

所得のものについては保険税自体は若

干引き上げられる結果となるので、負

担の軽減が適用される階層の範囲を広

げるべきではないかという意見があり

ました。

次に、法定外普通税に関連いたしま

して、現在京都府において法定外普通税として自動車取得税を課しているが、これは自動車道路損傷の負担的性格を有することにかんがみ、道路整備の必要性から、その財源捻出の一方法として設けられている趣旨にかならないと思うが、今日の自動車の著しい増加に対処して、これを法定として自動車取得税を設ける考えはないかという意見がありました。

以上のほかにも各税目にわたつた有意義な論議がかわされたのであります

が、時間の関係もありますので以上にとどめます。

これらのすべての論議に対して、政

府当局は、政府原案の趣旨とするところを税制調査会の答申等をも援用して

説明し今日の場合住民負担の均衡と地

方財政の現状に照らし、もとより遺憾

の点はこれなしとしないけれども、こ

の程度の改正にとどめざるを得ない実

情と将来の見通し等につき、詳細なる

説明を行なつたのであります。本小

委員会の論議の存するところについて

はこれを尊重して若干のものについて

は将来の検討を約したのであります。

たとえば電気ガス税の軽減について

は、その方向で検討するということと

あり、また市町村民税の課税方式の一

本化については、その実現を可能なら

しめることを目的として検討する趣旨

において、目下市町村の財政構造を中

心とした調査を行なっているという答

の政府提案の地方税法改正案につきま

しては、これが国民負担の軽減という

建前からして、本質的に反対すべき筋

はないけれども、これがきわめて不十

分であつて、なおこの際考慮すべき点

が多々あるという意味において、日本

社会党としては、これらの点について

地方税法改正案を提示して、今後の検

討を要望したいということでごさいま

したので、付言をいたします。

しこうして、本小委員会としまして

は、本案について結論づけることは適

当でないということに意見の一致を

見、小委員会の審査を終了することと

した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○永田委員長 以上で小委員長よりの

報告は終わりました。

○永田委員長 次に、本案についての

質疑を行ないます。太田一夫君。

○太田委員 今の小委員長の法案審議

の報告には載っておりませんが、私ど

も非常に重視をしております住民税

のあり方に関連をいたしまして、この

際しかと承つておきたいことがあるの

です。

それは、住民税といふ今日では市

町村民税を意味するかのごとくに議論

をされております。いわゆる本文方式

ただし書き方式の二方式統合というよ

うな機運が動きつつあることは、今の

小委員長長の報告の中にも明らかであ

り、これに対して私もかねがね申し

ておつたことでもありますから異議は

ありませんが、ただ大事な点が、新聞の

論調ないしは世の批判の中に落ちてお

る。それは昨年改正になりました道府

県民税であります。道府県民税の問題

がなぜ落ちておるのだろうかという点

を私は非常に不思議に思ふのです。特

に本年度の地方税制改正の基礎になり

ました、昭和三十一年の十二月に御答

申になった、これは税制改正に関する

臨時答申、税制調査会会長中山さんの

答申に基づきまして、特に地方税に

対する見解を説き起こしておるのであ

りますが、このように言うております。

「住民税については、従来数次にわた

り、その負担の軽減合理化が図られた

のであるが、なお多くの市町村におい

て準拠税率をこえて課税が行なわれて

いるために、それらの市町村における

負担が相当に重くなつてゐるほか、さ

らに、その課税方式に本文方式とた

し書き方式の二つがあるために、地域に

よりその負担に相当の較差があること

に問題がある。したがつて、その合理的

解決を図ることが急務であることはも

とよりであるが、一方、この問題は、住

民税そのもののあり方のほか、地方行

財政制度のあり方等、広汎な問題とも

関連しているもので、基本問題の一つと

して今後引き続き慎重に検討すること

を適當と考へた。こうなつておるので

あります。ここに「住民税については、

従来数次にわたり、その負担の軽減合

理化が図られたのであるが」とありま

すけれども、この住民税というのは市

町村民税、県民税を入れたならば、負担

の軽減合理化ははかられたということ

は言えないのでありますから、府県民

税が除外されておる。なぜ県民税の間

題がこの臨時答申にも漏れておるので

あるのか、こういう点を私も非常に

不思議に思ふ。柴田局長はその道の

専門家でありますから、その間の経緯

がおわかりになると思ひますが、どう

して県民税の問題が三十七年末の答申

から漏れたのであろうか、いささかの

意見も加えられなかつたのであろうか

という点について、一つ御所見を願

ひしたいと思います。

○柴田政府委員 今回の税制調査会の

審議におきましては、当面緊急に措置

しなければならぬ問題を主として議論

の対象とされたのであります。府県

民税の改正につきましては、太田先生

御承知の通り、一昨年の税制調査会の

答申に基づいて措置されたものもござ

いますし、先般の税制調査会におきま

して、三十八年度において措置すべき

問題としては、あまり問題にならな

かつたのであります。

それからまた一方、負担の不均衡は

正という立場、負担の均衡という立場

からの問題としては、問題の焦点は

やはり市町村民税だ、それも二方式があ

り、しかも超過課税を非常に恒久的に

やつておる、その辺に問題の本質があ

るだらうということ、その合理化に

ついていろいろ御議論があつた。問題

の順序といたしましては、住民負担の

軽減、合理化というものを考えます場

合に、所得税を中心によれという御意

見もその際非常に強かつたのでありま

すが、また負担の軽減、合理化という

ことであれば、非常に乏しい財源しか

ない現状においては、一番重いところ

からやるべきではないか、その際に最

も重いといふのはまず国民健康保険

税だ、その次に重いといふのは住民

税ではないか。だから国民健康保険

税、住民税、所得税、こういう順序で

やるべきではないか、こういう強い御

意見があつた。結局、結論としては、

住民税につきましては、非常にむづか

しい問題だと思ひますが、どう

して県民税の問題が三十七年末の答申

から漏れたのであろうか、いささかの

意見も加えられなかつたのであろうか

という点について、一つ御所見を願

ひしたいと思います。

○柴田政府委員 今回の税制調査会の

審議におきましては、当面緊急に措置

しなければならぬ問題を主として議論

の対象とされたのであります。府県

民税の改正につきましては、太田先生

御承知の通り、一昨年の税制調査会の

答申に基づいて措置されたものもござ

いますし、先般の税制調査会におきま

して、三十八年度において措置すべき

問題としては、あまり問題にならな

しい問題があるということがわかって、国民健康保険税と所得税、この二つに限られて答申がなされた、こういう経緯でございます。

○柴田政府委員 お話の点は、府県民税をどう考えるかということであると思ふのでありますが、地方税制の建前からいいますと、たつて一定税率にしておかなければならぬ——たとえば広く流通関係に大きな影響のありますものは、一定税率の定めをいたしており、あるいは制限税率の定めを設けたりしておるのであります。府県民税の場合には、地方税制全般の本則と申しますか、原則によつて標準税率制度というものをとつておるのであります。ただ、三十七年度だけ一定税率にいたしましたのは、所得税との関連の調整がございまして、その関係から特に施行の円滑を期する意味におきまして一定税率に据え置いた、これがそういう改正をとつた理由でございます。

○柴田政府委員 お話の点は、府県民税が問題外になつておるのではないかと、市町村民税、所得税とあわせまして、所得課税をどうするかという問題について根本的に問題がないかということ、私は申し上げません。根本的に問題があることは、われわれといたしましても承知はいたしております。ただ当面する問題点というものを、住民負担、地方財政両面から考えて参りますと、当面する緊急課題というものは、市町村民税の負担の軽減ではないか、こういう意味から税制調査会をもつたらその方に主眼を置いて審議をした、こういうことだと思ひます。

○柴田政府委員 非常にむづかしい問題でございますが、御満足をいただけるような御答申ができませんか危惧するものでございますが、外国におきましては、所得課税の課税の仕方というものは、国、つまり住民から離れるに従つて非常に強い累進をとつておる、住民に近づくに従つて比例税率か、あるいはごく軽度の累進税率をとる。外国の所得課税の実例をいろいろひもときますと、大体そういう傾向が見受けられるのであります。住民税の改正をいたします場合に、従来は所得税額というものに準拠いたしておりましたので、むしろ所得税と同じような形の累進をとつておつたことになるわけでございますが、これがいかになのかというところで反省されて、ああいうような改正になつたわけでございます。私どもは、府県民税というものの持つ性格を、やはり府県民、府県の住民に対する福祉増進のために府県民が支払う税金だという立場から言ふならば、やはり累進税率から比例税率なり、あるいは軽度の累進を加味した比例税率という方向に近づいた先般の改正の方が、理に合つておるのではないかという感じがしておるのであります。ただ、府県というものの性格が變つてしまつて、府県民税なんというものは要らぬのだということになりますれば、また話は別であります。府県を完全自治体として考え、これに対する基本的な一つの税制というものの中間に府県民税の地位を置きますならば、お言葉な返しますけれども、やはり先般の改正の方が理屈に合つておるのではないかという感じを持っております。

○柴田政府委員 いわゆる地方住民に対する思いやりという問題に帰着するかと申すのでありますが、所得税においては課税最低限度が引き上げられ、住民税においてはその引き上げがない、こういう点などについては、物価の値上がりに関連をして、いわゆる思いやりというものが不足しておるやうに思ふのです。もちろん、税務当局に愛情や思いやりを期待するのは間違いないだといふことが言われるとすれば、日本国民に対して、いかに地方自治に財政的に参与し、いかに住民としての福祉を受けるべきかという基本問題を

○太田委員 そういふ経緯であるにしても今お使いになつた住民税という言葉の概念の中に、中山さんと同じように、当面する住民税の問題は市町村民税だ。しかし、当面する住民税の問題は、都道府県民税を含めて市町村民税というこの問題も論議されておるのである。これが現実なんです。ところが、府県民税の問題を横目で見ながら、何も研究せずに済ませた中山さんの答申というものは、一昨年の答申というものに影響されて、言いたいことが言えなかつたのではなからうかと思ふのです。言いたいことを言わなければ、この際、私は住民税軽減というふうな問題にはなつてこない。ほんとうに言いたいことは、県民税が高過ぎるということだ。しかも、昭和三十七年度の二、四％の区切りの比例率というのは、これは特例を設けたのであつて、特に本年度の百分の二、百分の四というこの税率は、一定税率であります。ところが三十八年度から三十五条第三項によりまして、道府県は、第一項の標準税率と異なる税率で所得税を課する場合においては、あらかじめ、自治大臣に対してその旨を届け出すれば、できることに相なるわけでありまして、二、四％の二つの比例税率でさえも過重だといふところに、さらにこれを上回る形勢さえこしは出てきた。にもかかわらず二、四％と一定税率を課しておこうという動きもなかつた。これは非常に危険なことだと思ひます。局長いかがでございますか。

○柴田政府委員 お話の点は、府県民税をどう考えるかということであると思ふのでありますが、地方税制の建前からいいますと、たつて一定税率にしておかなければならぬ——たとえば広く流通関係に大きな影響のありますものは、一定税率の定めをいたしており、あるいは制限税率の定めを設けたりしておるのであります。府県民税の場合には、地方税制全般の本則と申しますか、原則によつて標準税率制度というものをとつておるのであります。ただ、三十七年度だけ一定税率にいたしましたのは、所得税との関連の調整がございまして、その関係から特に施行の円滑を期する意味におきまして一定税率に据え置いた、これがそういう改正をとつた理由でございます。

○柴田政府委員 お話の点は、府県民税が問題外になつておるのではないかと、市町村民税、所得税とあわせまして、所得課税をどうするかという問題について根本的に問題がないかということ、私は申し上げません。根本的に問題があることは、われわれといたしましても承知はいたしております。ただ当面する問題点というものを、住民負担、地方財政両面から考えて参りますと、当面する緊急課題というものは、市町村民税の負担の軽減ではないか、こういう意味から税制調査会をもつたらその方に主眼を置いて審議をした、こういうことだと思ひます。

○柴田政府委員 非常にむづかしい問題でございますが、御満足をいただけるような御答申ができませんか危惧するものでございますが、外国におきましては、所得課税の課税の仕方というものは、国、つまり住民から離れるに従つて非常に強い累進をとつておる、住民に近づくに従つて比例税率か、あるいはごく軽度の累進税率をとる。外国の所得課税の実例をいろいろひもときますと、大体そういう傾向が見受けられるのであります。住民税の改正をいたします場合に、従来は所得税額というものに準拠いたしておりましたので、むしろ所得税と同じような形の累進をとつておつたことになるわけでございますが、これがいかになのかというところで反省されて、ああいうような改正になつたわけでございます。私どもは、府県民税というものの持つ性格を、やはり府県民、府県の住民に対する福祉増進のために府県民が支払う税金だという立場から言ふならば、やはり累進税率から比例税率なり、あるいは軽度の累進を加味した比例税率という方向に近づいた先般の改正の方が、理に合つておるのではないかという感じがしておるのであります。ただ、府県というものの性格が變つてしまつて、府県民税なんというものは要らぬのだということになりますれば、また話は別であります。府県を完全自治体として考え、これに対する基本的な一つの税制というものの中間に府県民税の地位を置きますならば、お言葉な返しますけれども、やはり先般の改正の方が理屈に合つておるのではないかという感じを持っております。

○柴田政府委員 おつしやるように、零細所得者に対して負担をどのように軽減していくかという問題は、地方税制にとりましては大問題だと私は承知いたしております。ただ、言いわけめきますけれども、地方財政の現況では、それより先にすべき行政水準の向上という大使命があります。それと、比較衡衡か、言いますならば、今回は、昨年のことを借用して申しわけございませぬが、昨年お認めいただきました市町村民税の税率引き下げ、この程度で住民税につきましてはがまんせざるを得なかつた、こういう事情でございます。

○太田委員 私、この際、天下の地方自治体住民の声を聞いて、この二、四％の比例税率に對して、再検討して、あわせてそれを上回るような措置が地方の団体においてとられないように

○柴田政府委員 非常にむづかしい問題でございますが、御満足をいただけるような御答申ができませんか危惧するものでございますが、外国におきましては、所得課税の課税の仕方というものは、国、つまり住民から離れるに従つて非常に強い累進をとつておる、住民に近づくに従つて比例税率か、あるいはごく軽度の累進税率をとる。外国の所得課税の実例をいろいろひもときますと、大体そういう傾向が見受けられるのであります。住民税の改正をいたします場合に、従来は所得税額というものに準拠いたしておりましたので、むしろ所得税と同じような形の累進をとつておつたことになるわけでございますが、これがいかになのかというところで反省されて、ああいうような改正になつたわけでございます。私どもは、府県民税というものの持つ性格を、やはり府県民、府県の住民に対する福祉増進のために府県民が支払う税金だという立場から言ふならば、やはり累進税率から比例税率なり、あるいは軽度の累進を加味した比例税率という方向に近づいた先般の改正の方が、理に合つておるのではないかという感じがしておるのであります。ただ、府県というものの性格が變つてしまつて、府県民税なんというものは要らぬのだということになりますれば、また話は別であります。府県を完全自治体として考え、これに対する基本的な一つの税制というものの中間に府県民税の地位を置きますならば、お言葉な返しますけれども、やはり先般の改正の方が理屈に合つておるのではないかという感じを持っております。

○柴田政府委員 いわゆる地方住民に対する思いやりという問題に帰着するかと申すのでありますが、所得税においては課税最低限度が引き上げられ、住民税においてはその引き上げがない、こういう点などについては、物価の値上がりに関連をして、いわゆる思いやりというものが不足しておるやうに思ふのです。もちろん、税務当局に愛情や思いやりを期待するのは間違いないだといふことが言われるとすれば、日本国民に対して、いかに地方自治に財政的に参与し、いかに住民としての福祉を受けるべきかという基本問題を

○柴田政府委員 おつしやるように、零細所得者に対して負担をどのように軽減していくかという問題は、地方税制にとりましては大問題だと私は承知いたしております。ただ、言いわけめきますけれども、地方財政の現況では、それより先にすべき行政水準の向上という大使命があります。それと、比較衡衡か、言いますならば、今回は、昨年のことを借用して申しわけございませぬが、昨年お認めいただきました市町村民税の税率引き下げ、この程度で住民税につきましてはがまんせざるを得なかつた、こういう事情でございます。

○太田委員 地方税課税の最低限度のいわゆる科学的、合理的引き上げが、いふことがなされるならば、相当地方住民の心証というものは變つてくるわけでありまして、これは極力引き上げて

いただく。もちろん負担分任という言葉もあるでしょう。負担分任という精神も必要かもしれませんけれども、その問題については均一課税という問題で解決しておるのですから、所得割については大いに軽減されるように、低所得者層を中心にして軽減をされますように、これを一つ研究するということにお考えになっておるものと今のお話を受け取らしていただきます。

その次にお尋ねしたいのは事業税の関係であります。事業税も確かに少しづつ軽減されてきましたけれども、一体どれくらいの程度までを非課税とすべきかという、この問題がどうも研究不足のような気がするわけです。事業税というのは、特に個人の事業税というものは、どの程度までをもつて非課税点とすべきか。今二十万円でありましたが、この二十万円というのは動かさない御方針であるのが、現在考えられておることは、これ以上引き上げの方法が考えられておるかどうか。この点をお尋ねいたします。

○柴田政府委員 事業税でございますが、個人の事業税につきましては、もう数年来税率引き下げ、事業主控除の引き上げ等で、実は軽減に軽減を重ねてきておる。税額にいたしますと、大体二百億前後でありまして、所得税の補完税としての事業税というものの立場から申し上げますならば、現状程度の金額では、軽減の極限に近づいたとわれわれは考えております。ただ、事業主控除が今のままでいいか悪いかという問題は、事業者の所得水準の状況等、それからまた所得税の各種の控除との関連、こういうものから考えまして検討して参らねばならないのであります。

ますが、私どもは専従者控除が実際行なわれておりますような関連等から考えまして、まあまあ今日の限度でまよいいんじやなかろうかというように考へております。将来全然問題がないとは申し上げませんけれども、今日の段階では、この程度でいいんじやないかというように考えております。

○太田委員 昭和三十六年の暮れの税制調査会の答申によりまして、事業税については、この負担のあり方について相当検討を要するということを強調いたしておられます。経済全般に及ぼす影響もあろうし、企業の負担力の問題もありましようし、慎重に吟味をすべき点が多いと認めるから、とりあえずは見送るといふことを言っておりますけれども、事業税そのもののついて大きな疑問点を提供しておるのでありますから、あなたがこの程度でよろしいとおっしゃることは、少々世の常識と違ふのです。青色控除の引き上げ、諸控除の引き上げ、もう少し政策的にもお考えになる必要があると思ひますけれども、これはやはり今をもつてよろしいという意見にはならぬいんじやないかと思ひますが……。

○柴田政府委員 事業税にございませう。本質的な問題と申しますのは、現在の所得を課税標準といたしております事業税のあり方に問題がある。つまり、所得以外のものをとつてあわせて併用するか、あるいは所得以外のものによるか、そういう課税の仕方をするのが事業税の本質にそぐわぬじやないか、こういう意味の問題でございませう。この問題につきまして大問題があることは、私どもも十分承知いたしております。ただ、所得課税を行なつて

おります現状において、二十万円の事業主控除という問題は、専従者の控除をあわせて行なつております現状から申しますならば、まずまずということころじやないだらうか、その意味を申し上げたのであります。

○太田委員 まずまずというお考えでしようから改正案が御提案にならなかつたのだと思ひますけれども、なにしろ自治省の税務当局は、常に斬新な税制を出されて、好悪両批評はございませうけれども、場合によっては非常にヒットもあつたのです。ですから、事業税、個人事業税などというのは二重課税というそりをしつゝ受けた取つたのでありますから、ずばりつとそういう個人事業者にも説明のできる体系にお改めになることが必要ではなからうか。税収が減るから、減るからという点だけにこだわつておられますと、うしろ向きになりますので、この際これは引き続いて御研究をいたいただくことを求めたいと思ひます。

次は料理飲食等の消費税の関係であります。料理飲食等の消費税は三千円という一つの線を引きまして、以上の場合一割ということに相なつておりますけれども、これはどうも高級料亭の圧力に政府が屈したのじやなからうかという世の批判が多かつた。私どもは食べるものにはあまり税金をかけることは好まれませんけれども、ぜいたくな飲食に對してかけることには国民だれも賛成はすると思ひし、ぜいたくな飲食のできる人は負担力がありますから、これはある程度財源として考へてもいいじやないか。従つて、これは百分の十でなくとも、十五でもいいじやないかと思ひますが、あなた

の方としてはこれもリバイバルはもう絶対いやだ、こういうことでございませうか。

○柴田政府委員 観念的な御趣旨はわからぬことはございませぬ。ただ税務の執行の立場から申し上げますと、場所をもつて区分するというやり方は税務行政上よけいな紛擾を伴ひますし、またいろいろトラブルが起る。そこでそういうような問題を勘案いたしまして、多年問題になつておりましたところの一人一回三千円ということでおのずから解決をつけたのでございませう。従ひまして、今のお話の趣旨の点は、税務執行上の立場から申しますと、なかなかむずかしい問題をあらんとおるのじやなからうかというように考へますし、また遊興飲食税そのものは通常の税の常識と違ひありまして、歴史的に見ますと、最初非常に均一的な税制から出発をして、逐次合理化の線を進んで参つた。従つて、これは国民全体の生活水準の向上と合せて、むしろそういうような問題は方向としてはいかゝるものだらうかというように私は思ひます。

○太田委員 関連をして飲食税のこと、方向が違ふのですが、例の外人観光客に對する料理飲食等消費税の問題をいかにするかということは、兩三年米の問題でありまして、最近外人観光客の来日が非常に減つてきておる、こういう意見があるものであります。だんだん減つてきたということ、何か国内において外人客に冷たい仕打ちをしておるような印象が観光客を扱う方々に非常に大きく流れておる。何かしら冷たい扱いをしておる。料理等飲食税におきまして是非課税に

してくれと言つてゐるのに、そんなことはできないから宿賃の方で引けななという意見になつておる。何か地方税の建前から観光客に對して無理解だというふうな印象があるのであります。これはいかかですか。特に最近では、必ずしも非課税にせよと言わな。五割くらいにしてくれ、半分にしてほしいという意見に変わつてゐるようでありまして、これに對して自治省はどういうふうにお考えになつておりますか。

○柴田政府委員 外人観光客に對しまして課税というものがどうあるべきかという問題は広範な問題でもありますが、ひとり地方税制だけじやございませぬ。國の税制もあわせて考慮すべき問題かと思ひます。地方税制だけの問題につきましては、従来から非常に激しい議論があつて、やつとこれを世界水準並みに変へた。従来の妙な規定を廃止して、むしろ世界の水準——と言つて口幅つたいようございませうが、どこの國でも、外人だからということでこういう消費税について區別してゐるところはございませぬ。それをあたりまえの姿に返したのでございまして、これを何か恒久的に別の制度に変へるといふことは現在のところ考へておりませぬ。ただ観光政策として、國全体が総合的な施策として何か考へるといふときには、ものによつては検討の余地がないとは申し上げませぬ。

○太田委員 大衆的飲食の免税点を八百円くらいにしてほしいという意見は、ずっとあるのであります。これにも今回は手がついておらないのであります。八百円くらいまでは非課税とする

ということ、今日の物価から見ても、今日当然のことと申すのであります。それが見送られておるのは私も残念だと思ふ。ぜひ一つ一日も早くこの非課税の引き上げと同時に、必ずしもとれるところからとらないで、いわゆる場所課税がむずかしいから金額課税にするということも、何だかことさらなる理論づけのような気がする。であります、とうとうと思えばとれないはずはないのであります。その方面からはことさら逃避していらつしやるのは受け取りがたいと思ふのです。

外人客に対する料理飲食税を半額に引き上げる件については、観光協会あたりの方々の切なる願ひのようでありますが、世界から見れば日本だけが特段の扱いをするのがいけなければ、これまた一つ考慮の余地がありますけれども、外人客に対して冷たい仕打ちをするというふうな意味からわれわれが外人客に対する非課税とあるいは特段の措置に対して反対するのは少々正しくないと思ふので、この点は引き続き御研究いただく必要があるのじゃないか。今おっしゃること、今の段階ではやむを得ないことではしょうけれども、ことしはいいいことばかり出ているので、来年悪いことばかり出てくるような気がする。来年のことと考へて、一つよくなるように御注文、御要望を申し上げておきます。

それから消防施設税の關係でございしますが、長年言われている消防施設税がなぜかとも具体化しなかったか。それは先回、消防法の改正の際には、消防施設税というものを新設することには非常に意義があるし賛成だという旨の御答弁が、大臣によってなされてい

ると思ふのです。消防施設税が一向日の目を見ない理由はどういうわけでございますでしょうか。

○柴田政府委員 消防施設税の問題につきましても、従来から当委員会でも積極的な御発言があり、われわれもたしきま基本には決して反対はいたしません。その方向でいろいろ検討して参つたのであります。従来からやつておりましたように火災保険料収入を課税標準として課するといふことは、それだけでは保険料にむしる転嫁されやしないかといったような問題、それから現在損保がいろいろ消防施設関係の地方債を引き受けておりますが、その引き受けとの関連において差し引きのような弊になるか、こういった問題等がございまして、いろいろむずかしい障害があるわけでございます。従つて今日まで遺憾ながら実現の日の目を見ないような状況でございます。しかしながら、何も保険料収入を課税標準として課するといふことだけが消防施設税のあり方ではない。まだほかにより方があると思ひますので、慎重に検討していきたい、そのような意味のことを申し上げたのであります。

○太田委員 慎重に御検討なさつて、いい方法があるというのなら、別にとかやくのことを申すわけではありませんが、当然損害保険料の三割程度は、消防施設が強化されればされるほど損保会社の支出は減つていくわけでありまして、その相関関係をどうとらえて妥当、公正な課税をお考へになることは、双方にとって有利だ。片方だけじゃない、双方なんですから、これは

急いで御研究いただく必要があるかと思ふのです。

もう一つ、今度の税制に出てこなかったことで私もふに落ちないのは、地方道路の譲与税の關係でございしますが、地方道路譲与税は、ガソリン、リットルについて今四円でありまして、これを引き上げるということとは不可能なんでしょうか。

○柴田政府委員 道路目的財源そのものにつきましても、お話のように地方道路譲与税だけではございせん。輕油の問題もあるわけでございます。輕油にいたしまして、これらの税負担というものが外国の道路を使用する車両あるいは揮発油等に対します税負担と比べまして、日本の方がまだ安いといふことは言えるわけでございます。今日の道路の混雑状況、整備状況からいいますならば、こういった種目の税金につきましてもこれを増強して、そうして目的に使うという必要は十分認めるものでございまして、ただ、今日の経済界の実情から言ひまして、こういったものの引き上げが運賃にどのような形でね返ってくるかといふところに、今日の物価問題とからみまして非常にむずかしい問題があるかと思ひます。今回は、実は検討はいたしましたが、さような観点からネックがありました。見送らざるを得なかったものでございまして、もつぱら価格政策との関連において問題があるということでございます。

○太田委員 私はそういう意味でお尋ねしているわけではありせん。価格に上積みするのではなくて、ガソリン税というもののうちにおいて、二十二円十銭がガソリン税として国庫収入に

なつておりますけれども、これを少なくともその中からさらに四円を地方道路譲与税として回せということ。価格に變化はないでしよう。価格引き上げをやれなくて、そんな大それたことは言ひません。どうなんですか、どうして二十二円十銭国税にやらなければならぬのか。しかも、それは原則として市町村には配分がいかないわけですからね。ガソリンをたいている自動車や町村道を走らぬなんといふことはちよつと私も考えられないけれども、四円じゃ足りない。これを倍額にして、四円を地方に回し、それを町村に回したらどうだ、こういうことだ、非常に大衆によくわかる議論なんです。その点についてあなたはどうか考へなんでしょうか。

○柴田政府委員 御質問を取り違へまして失礼いたしました。お話の御趣旨は私も全く同感でございますが、ただ、地方を通じまして、必要とされる道路の目的財源として、現在の税制によります目的財源では足りない。そういう状況におきまして、その中から割愛をして市町村道に回すということに非常なネックがある、こういったのが現状でございます。私もほかかねてから道路目的財源の国、府県、市町村間の配分のアンバランスというものを常々主張しておりますし、いろいろその是正につきましても検討いたして参つておるのでありますけれども、何分にも、今日国が直轄して行ないます道路、あるいは一部は国庫補助でございますが、そういった国が必要とする道路財源が足りない。こういう状況でございますので、道路財源の配分そのものに

つきましても問題がございすけれども、緊急性等から考へまして、私どもの念願がなかなか実現できない、こういう状況でございます。

○太田委員 国の大きな公共土木施設拡充五カ年計画とかどうかという点がら見れば、財源として二十二円十銭のガソリン税はなるべく中央に納めたいのです。ところが地方自治の立場から見ますと、ちよつと観点が違ふ。それはなるほど輕油引取税はありますけれども、輕油引取税は地方税として別個のものであります。中央に納めるものじゃありません。それだけで十分市町村道が補填されておるかといふと、そうでないの、道路の改修のテンポ並びに改修の現況にかんがみて、市町村道の整備とか強化といふことは非常に焦眉の急だと思ひます。そこで財源をもう少しガソリン消費税の中から四円くらい出させていいじゃないか。今までも都道府県に出ているけれども、今度は市町村にも同額くらいを按分して支給して、地方道の改良をはかる必要があるんじゃないかと思ふので、こういう点はわれわれが主張しなければだれが主張してくれるか。道路整備五カ年計画はたくさん税金が要るから、それはだめだと言つてい

るうちに十年、二十年たつてしまつて、市町村道はいつまでたつても舗装されないといふことになる。先ほどの道路交通法の改正案では、あたかもそのことを前提にして、横断歩道というのは道路標示と道路標識がなければならぬけれども、道路標識だけでよろしい、土の道や砂利の道が永久に続くだろうといふことで、とうとう道路交通法の方がしびれを切らせて悪路に妥

協してきた。これは非文明的な政策でありまして、文明を求めるといふ意欲があつてしかるべきではないか。そうすると、町村道などについてガソリン消費税の四円分を回すということは、私は善政だと思ふのですが、どうですか。

○柴田政府委員 市町村道の改修について目的財源が必要だ、これは全く私も御趣旨の通りだと思ひます。ただ、先ほど来申し上げましたような事情によりまして、なかなか念願が実現してないような実情でございます。なお、目的財源の合理的再配分と申しますか、そういう問題につきましては、財源配分問題の一つとして、今後ともその方向で努力して参りたい、かように考えます。

○太田委員 前任の後藤田局長は、心を鬼にして県民税の二段階比例税率をして、地方財政強化のために殉じられた。地方財政を強化して地方行政水準を上げるといふことについてなされた功績というものは大したものですが、ただ、その方法が少々住民の氣に入らなかつたといふことでございますけれども、柴田局長が、単にちよこつと電気ガス税を一%下げたとか、狩猟税を二つに分けたとかいって、要領よくこの場を逃げようといふことは、あなたのために惜しむ。あなたの偉大なる才能を大蔵省に向けて、道路譲与税の四円くらいガソリン税の中からこつちによこせと大きな声で言つて、大蔵省の役人に悪く言われても、九千万国民からえらい人だと言われたら、あなたは大人物です。それくらい勇断をふるわれることを希望しておきます。最後に、国庫支出補助金等の計算單

位の適正化の問題です。これも税制改正に非常な影響があるのです。あまり大きな声となつて国会の中に沸き上がつておりませんが、どうもこの計算單位というのが不十分でございますね。三分の一の補助だと言ひながら、実は四分の一であるということが、実際に教育施設だけでなくして、各方面にたくさんあるのです。自治省としていただく意欲を燃やしていただきたいと思ふのです。これが地方の税外負担の解消の近道だと思ふが、これに対する心がまえはどうなつておりますか。

○柴田政府委員 それは所管が違ひますが、私も似たしましては、これも年来国庫補助負担金の合理化問題の一環として、むしろ、そのうちの中心問題として主張してき、また、その合理化に努力して参つたのであります。その進捗は非常におそろひでございます。御指摘のようにおしかりをこうむるような状態かもしれせんけれども、しかし克明にあらんただけ、逐年一歩また一歩と改善されてきておるのでございます。今後とも御趣旨の方向で大いにやつて参りたい、かように考えます。

○太田委員 国会開会当初の空氣では、地方財政法の改正案、いわゆる県が負担すべきものは県だ、市町村に負担をさせてはならない、あるいは国の負担すべきものは国だ、県に負担させてはならないといふこの基本原則をさらに明確化される改正案が準備されていたやに伺つたのですが、その後その動きがとまつて、地方住民の税外負担の解消はことしもあきらめなくちやならないといふような空氣でございます

が、どうですか、そういう財政法の改正といふようなものは本国会に期待できるのでしょうか。

○柴田政府委員 地方財政法の改正は、お話しのような方向で準備いたしております。ただ、関係各省との折衝に手間取つておりました提出が、おくれしておりますけれども、そういう方向で改正案を提案いたすつもりで準備を進めております。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会